

特別支援学級担任の手引

～全校で支え合うために～



令和2年4月

秋田県総合教育センター

はじめに

平成19年4月に学校教育法の一部が改正され、それまでの「特殊教育」が「特別支援教育」に転換されました。このことにより、特別支援学級や通級指導教室に限らず、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒も特別支援教育の対象として拡大され、全ての教職員に特別支援教育に関する理解が求められることとなりました。

その後、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、平成31年4月には、本県において、「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」が施行されるなど、公立学校においては、障害児・者に対する不当な差別的取扱の禁止、合理的配慮の不提供の禁止などが明文化され、履行義務が発生しました。

本県の小・中学校等では、児童生徒の減少傾向が著しい中、特別支援教育の対象となる児童生徒数は増加しており、特別支援学級も増加傾向が続いております。このことは、保護者の特別支援教育に対する理解が徐々に深まり、期待が高まってきていることの現れであると考えられます。多様な学びの場の一つである特別支援学級を初めて担任する教員や特別支援学級の経験年数が浅い多数の教員に対しても、障害の状態に応じた指導方法などの専門性が一層求められています。

本手引は、新学習指導要領の全面実施に当たり、特別支援学級の運営や指導・支援に関して、全ての管理職や特別支援学級担任、教職員が特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方を理解し活用できるよう、これまでの「特別支援学級新担任の手引」を改め、「特別支援学級担任の手引」として見直しを図り、作成しました。特別支援学級担任に対する一助になるとともに、管理職をはじめとし、全教職員で特別支援学級を支え合うための参考となる手引として役立つことを願っています。インクルーシブ教育が推進される中、障害のある児童生徒一人一人の自立と社会参加のための指導の参考にしていただくことができれば幸いです。

令和2年4月

秋田県総合教育センター

「特別支援学級担任の手引」目次

－ はじめに －

第一部 学校経営・学級経営に関すること

- 1 学校経営・管理職の役割
 - (1) 学校経営経営への明確な位置付け … 1
 - (2) 管理職の役割 … 1
- 2 特別支援学級担任が、年度当初に取り組むこと
 - (1) 始業日までの準備 … 2
 - (2) 始業式・入学式での配慮 … 3
 - (3) 教室環境の整備 … 4
 - (4) 教育課程の編成 … 5
 - (5) 学級経営案の作成 … 7
 - (6) 年間指導計画の作成 … 8
 - (7) 週時程表（時間割）の作成 … 11
- 3 年間を通して取り組むこと
 - (1) 実態把握 … 13
 - (2) 個別の支援計画 … 16
 - (3) 個別の指導計画 … 19
 - (4) 通知表の作成 … 22
 - (5) 教科用図書の採択 … 23
 - (6) 校内の支援体制づくり … 24
 - (7) キャリア教育 … 25
 - (8) 進路指導 … 26
 - (9) 学級通信の発行 … 27
 - (10) 学級PTAのもち方 … 27
 - (11) 教育相談 … 28
- 4 年度末に取り組むこと
 - (1) 指導のまとめ・引継ぎ … 29
 - (2) 指導要録 … 30

第二部 指導・支援に関すること

- 1 特別支援学級の子どもの理解と支援のポイント …… 31
 - 2 学習指導の基本 …… 34
 - (1) 各教科の指導 …… 34
 - (2) 各教科等を合わせた指導 …… 35
 - ① 日常生活の指導 …… 35
 - ② 遊びの指導 …… 36
 - ③ 生活単元学習 …… 36
 - ④ 作業学習 …… 37
 - (3) 特別の教科道徳 …… 38
 - (4) 外国語活動 …… 39
 - (5) 総合的な学習の時間 …… 39
 - (6) 特別活動 …… 40
 - (7) 自立活動 …… 41
 - 3 交流及び共同学習 …… 46
 - 4 各種制度・福祉サービス …… 47
- <教育機関及び専門機関等の一覧> 49
<引用・参考文献> …… 50



第一部 学校経営・学級経営に関すること

1 学校経営・管理職の役割

(1) 学校経営への明確な位置付け

特別支援教育は、障害のある児童生徒への教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」の形成の基礎になるものです。

そこで、小・中学校等で、障害のあるなしにかかわらず、児童生徒が共に学ぶことを追求しながらも、一人一人の自立と社会参加が実現できるよう、インクルーシブ教育システムの構築を目指すことが大切です。その過程においては、特別支援教育の推進が重要とされ、連続した「多様な学びの場」を用意しておくことが求められています。その基礎的環境整備の一つが特別支援学級と言えます。特別支援学級の運営にあたっては、学級担任はもとより、学年部や教科担任等とも連携した取組が必要になりますので、特別支援学級担任だけではなく、学校全体でその機能の充実を図っていかなくてはなりません。

そのために校長は、学校経営方針に特別支援教育の推進を明示し、特別支援学級の経営と通常の学級における特別支援教育が連動して機能を高められるよう推進する必要があります。

(2) 管理職の役割

①校長の役割(例)

- 学校経営方針への特別支援教育の明示と周知
- 市町村教育支援委員会等への申し出
- 基礎的環境整備に係る市町村教育委員会への提案
- 特別支援教育コーディネーターの指名(複数配置等)※1
- 校内委員会、支援会議等の招集と機能化
- 職員による連携した取組の指示(職員会議等)
- 特別支援教育に関する校内外での研修会参加の指示
- PTA等における保護者への理解・啓発



※1 特別支援教育コーディネーター
校内委員会及び個別ケース会議、校内研修会の
企画・運営、関係機関等との連絡・調整、保護
者からの相談窓口などの役割を担います。

②副校長・教頭の役割(例)

- 学校経営方針に基づいた校内支援体制の整備と周知
- 特別支援教育コーディネーター、教務主任等の分掌主任、学級担任間のマネジメント及び推進状況の確認・指示
- 教育相談や支援会議等の参加者の選定と合理的配慮の検討の指示
- 教職員の専門性向上のための授業研究会、研修会等の内容の検討の指示
- 個別の支援計画、個別の指導計画、就学支援シート等の点検
- 療育機関、相談・支援機関、他校種等との連絡調整・引継
- 交流及び共同学習の調整

2 特別支援学級担任が、年度当初に取り組むこと

(1) 始業日までの準備

子どもが安心して学校生活をスタートできるように、また、保護者に安心感を与えられるように、始業式・入学式の前に準備をしっかりと行います。

準備すること（例）

- 出席簿・名簿の作成
- ロッカーや下足箱，傘立て等
- 机や椅子（場合により交流学級にも）
- 教室環境（採光，防音，掲示物への配慮）
- 連絡帳
- 教科書等の配付準備
- 学級事務用品の整備
- 学級通信の作成



準備したものが，子どもにとって分かりやすいか，また，生活年齢を意識したものであるか，子どもや保護者の視点から確認します。

確認すること（例）

- 緊急連絡先
- 登下校の通学路（危険箇所）や通学方法
- 放課後の生活（放課後等デイサービス等の利用，習い事等）
- 子どもの実態
障害の状態，健康面（主治医，服薬の有無，アレルギー等），家庭環境，引継ぎに係る資料（個別の支援計画，個別の指導計画，就学支援シート等）
- 保護者の願い・希望
学校生活上の配慮点，交流学級での活動

保護者に早めに連絡し，確認しておきます

- 予め保護者の希望を聞きながら，学校生活上の配慮点などを確認します。
- 教科担任制の場合は，早めに教務主任や交流学級担任に特別支援学級の時間割や交流等の希望を伝えることが必要です。
- 管理職に調整を図ってもらい，保護者や前籍校（園），前担任等からより多くの情報を得ながら，学校生活上の配慮点などを押さえた上で，面談において合意形成を図ります。

(2) 始業式・入学式での配慮

子どもや保護者にとって、始業式・入学式は喜びや期待、不安や緊張でいっぱいだと考えられます。子どもが安心して参加できるように、事前に式の時間や場所、内容などを視覚的に示したり、リハーサルを行ったりします。また、子どもの不安が大きい場合には、教師が寄り添うなどの対応が必要な場合もあります。子どもの状態に沿った一日の動きを想定し、必要な支援や関わり方を学校全体で確認し、周りの先生に協力してもらうことが大切です。

学校全体で確認したい事項（例）

- 子どもの実態
障害特性、式に参加する際予想される行動等
- 式前後の動き
待機場所、交流学級との関わり、保護者の動き
- 入退場、座席
整列順、支援者の有無
- 呼名
呼名者、呼名の仕方（返事、手を挙げる、起立等）
- ハプニングがあった場合の対応
パニックや発作等への対応（別室に移動、保護者が付き添う等）



事前の準備と丁寧な対応

- てんかん発作等健康面での配慮が必要な場合は、対応の仕方について、養護教諭を中心に学校全体で共通理解しておきます。
- 子どもも保護者も様々な思いや不安を抱きながら入級することがあります。丁寧な対応や関わり方によって、保護者の安心感や期待感が高まり、信頼関係につながっていきます。保護者の願いを十分に聞き取りながら、交流学級とも連絡を取り対応に努めます。

入学式は、必要に応じてリハーサルを行います

特別支援学級の子どもたちは、新しい環境や経験したことのない活動に対しては、大きな不安を抱く場合があります。会場設営が完了した後、事前に式の流れや自分の座席を確認したり、担任と顔合わせをしたりすることで、見通しをもって参加しやすくなります。積極的に保護者に提案しましょう。



(3) 教室環境の整備

特別支援学級の教室は、子どもの実態に即して、活動がしやすいように整備をすることが必要です。健康面・安全面への配慮、学習に集中できる工夫等を考えながら整備します。

通常の学級の子どもたちも関心を抱くよう掲示物を工夫するなど、楽しい雰囲気づくりを心掛けることが大切です。

教室環境への配慮点

① 活動と場所の一致

学習、作業、着替えなど、一つの活動ごとに場所を固定化する。

② 余暇や休憩で利用できるスペース（パーティションなどで、区切る）

実態に応じて、畳やカーペットなどを敷いてリラックスできる場所をつくる。

③ 安全への配慮

車椅子や歩行の妨げになる物は置かない。突起物にはカバーをする。

④ 活動しやすい動線

机やロッカー、提出物用カゴなどの配置を工夫する。

⑤ 置き場所の表示

ロッカーや棚に入れる用具などが分かるように、名前のラベルや写真を貼っておく。

⑥ 刺激の調整

様々な物に反応し過ぎる場合は、カーテンを使用するなどして刺激量の調整を図る。



連絡帳ボックス

置き場所を決め、自分で提出できるようにする工夫（小学校の例）

時間	学習	教室	先生	
朝	読書	3A	上松	
1	朝の会	3B	江島	
2	作業	3B	江島	バスデッカー
3	作業	3B	江島	↓
4	話話	3B	関	はがき
	給食	3A		
5	保体	体育館	高橋	ソフトボール
6	生進	3B	江島	名刺づくり
	清掃		帰りの会	

一日の予定表
「いつ、どこで、誰と、何をするのか」
が分かり、自分から
動けるような工夫
(中学校の例)

交流学級における環境のユニバーサルデザイン

特別支援学級の子どもたちは、交流学級においても多くの時間を過ごします。特別支援学級だけでなく、交流学級においても安全で分かりやすい教室環境を工夫することが大切です。このことによって、特別支援学級の子どもたちにはもちろんですが、交流学級の子どもたちにとっても過ごしやすい環境となります。

(4) 教育課程の編成

教育課程は、原則として小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成されます。障害の状態等によっては、小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することが適切でない場合があります。その場合には、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、**特別の教育課程**を編成することができます。特別支援学級担任には、教育課程編成の原案づくりの中心的役割があります。

編成の手順

① 実態把握 (P 13 実態把握表の作成)

- ・ 障害の状態や特性、発達等の実態を把握します。学習状況に加え、日常生活面、コミュニケーション面、興味・関心、得意なことなど総合的に把握・整理します。

② 教育目標の設定 (P 19 個別の指導計画の作成)

- ・ 学校の教育目標に沿って設定します。また、実態把握を受け、課題を明確にし、学級目標とともに子ども一人一人の優先課題を絞り込み、目標を設定します。

③ 指導内容の決定 (P 19 個別の指導計画の作成)

- ・ 子どもの実態に応じて、「どんな指導の内容を取り上げるか」などを考えます。
 - 学年相応の学習が可能な教科は何か。
 - 交流学級での学習が可能な教科は何か。
 - 下学年の指導内容で学習する教科は何か。
 - 自立活動をどう取り入れるか。(時間における指導, 教育活動全体での指導)
 - 障害の程度や学級の実態等を考慮の上, 知的障害者である子どもに対応する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたり, 各教科等を合わせた指導(「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」等)を取り入れたりするか。

④ 授業時数の配当

- ・ 総授業時数や各教科等の授業時数については、小学校又は中学校に準ずることになります。特別支援学校の学習指導要領を参考にする必要がある場合は、各教科等を合わせた指導の形態である生活単元学習や、自立活動の時間などの時数を適切に配当します。必要に応じて、年度途中に見直しを図ることも可能です。
- ・ 子どもの実態を考慮して、子どもの負担過重にならないよう各教科等の授業時数を配当します。

⑤ 週時程表の作成

- ・ 交流及び共同学習の時間(P 46参照)を考慮し、交流学級の担任等と相談をします。単元や題材によって部分参加も可能なように、柔軟に対応できるようにします。

特別の教育課程とは・・・(学校教育法施行規則第138条)

□ 各教科の目標及び内容

下学年や特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容に替えることができる。
(P 34～35参照)

□ 授業時数の取扱い

年間の総授業時数は、小・中学校の各学年の時数に準ずるが、授業の1単位時間などについては、弾力的な取扱いができる。
なお、1単位時間は、小学校45分、中学校50分で、通常の学級と同様である。

□ 各教科等を合わせた指導

知的障害のある子どもの実態に合わせて、「各教科等を合わせた指導」を行うことができる。
(P 35～38参照)

□ 自立活動の指導

「自立活動」を行う。子どもの実態に応じて、時間を設定したり、教育活動全体を通して実施したりすることができる。
(P 41～45参照)

□ 教科用図書

当該学年の教科書に代えて、他の適切な教科用図書を使用することができる。
(P 23参照)

知的障害がある場合とない場合で違いはあるの？



知的障害のある子どもの場合

①各教科の目標及び内容

- ・下学年や特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容に替えることができる。

②各教科等を合わせた指導

- ・必要に応じて、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことができる。

③自立活動の指導

- ・「自立活動」を取り入れる。

知的障害のない子どもの場合

①各教科の目標及び内容

- ・当該学年の目標及び内容を適用するが、子どもの実態に応じて下学年の各教科の目標及び内容に替えることができる。

②自立活動の指導

- ・「自立活動」を取り入れる。

※自閉症・情緒障害特別支援学級などに在籍する知的障害のない子どもに各教科等を合わせた指導はできません。

(5) 学級経営案の作成

学校や学年の目標に即し、子どもの障害の状態及び特性等を考慮して、年間を通しての学級経営の目標や方針を明確にし、計画を作成します。

経営案の形式

まずは、各学校や各学年のスタイルに基づいて記入しますが、子どもの状態を十分に書きにくい場合は、学級独自の形式を考え、記入していくことがよいでしょう。また、特別支援学級の経営案の特徴として、「交流及び共同学習」についての方針を盛り込む必要があります。

作成に当たってのポイント

- ①どんな子ども(たち)なのか? ……学級の傾向、個々の実態、取り巻く環境
- ↓
- ②どんな子どもになってほしいのか? ……担任、保護者、本人の願い
- ↓
- ③そのためにどうするか? ……教育課程、年間指導計画、個別の指導計画、交流及び共同学習、家庭や地域との連携等
- ↓
- ④当初の計画通りでよいのか? ……学期ごとの反省を踏まえ、修正をしていく

経営案の項目例

- 学級目標 ・ 目指す児童生徒像
- 学級の実態 ・ 学級の構成、雰囲気
 ・ 個々の障害の状況や学習の様子
- 学級経営の方針 ・ 学習指導面 ・ 生活指導面 ・ 健康安全指導
 ・ 特別活動、学校行事、集会等への参加の仕方
 ・ 教室環境 ・ 交流及び共同学習
 ・ 家庭、地域、関係機関との連携



配慮点

- 特別支援学級経営案には、子どもの個人情報具体的に表現されている場合が多いので、取扱い等については、特に配慮が必要です。
- 経営案は、作成後、上手に活用して学期ごとに反省や評価を書き込むことで、学年末の引継ぎの参考になることが多くあります。

(6) 年間指導計画の作成

年間を通して、学級でどのように指導をしていくのかを明確にした具体的な計画です。作成に当たっては、子どもの実態に即し、指導目標の達成に適した指導の形態を考え、必要に応じて小学校、中学校及び特別支援学校の小学部、中学部学習指導要領を参考にし、育成を目指す資質・能力の観点から具体的な指導内容を考えていきます。

作成のポイント

- 「個別の指導計画」を踏まえて、各指導の形態ごとの計画が示された単元、題材一覧等を作成し、指導の全体が見渡せるように工夫します。
- 各教科等の年間指導計画は、目標や手立て、評価が記載できる様式にします。
- 一人一人の障害の状態や発達の段階、特性を十分に把握し、実態に応じた計画を立てます。
- 学校・学年・学級の行事等を考慮し、計画を立てます。
- 個別の活動と集団での活動、それぞれのよさを生かした学習活動になるように工夫します。
- 各教科等に関連をもたせ、系統的、発展的、横断的に計画を立てます。
- 道徳科については、知的障害のある子どもの場合、各教科等を合わせた指導の中で実施することもできます。外国語活動や外国語科についても同様です。
- 交流及び共同学習については、交流学級の年間指導計画を参考にし、相談をしながら計画を立てます。

テーマのある年間計画を立てます

それぞれの時期ごとに学校生活のテーマを設け、毎日の生活にめあてをもって取り組めるようにしていきます。子どもがこれまで経験した内容を取り入れたり、新しく楽しめる内容を加えたりして、子どものよさが発揮でき、満足感や達成感がたくさん味わえるような計画を考えていきます。

個別の支援計画、個別の指導計画との関連

「個別の支援計画」、「個別の指導計画」の内容を考慮して、整合性を図ることが重要です。

年度当初に立てた年間指導計画は、子どもの実態に応じて変更や修正を加えながら活用していくことが大切です。学習活動を工夫し、子どもが具体的な生活経験を積み重ね、生活習慣を身に付けたり、生活する力を高めたりできるようにしていきます。



〈中学校知的障害特別支援学級の例〉 令和〇〇年度 2年△組 単元、題材一覧 年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
主な行事	新任式・始業式 入学式 全校PTA	生徒総会 体育祭 中間テスト 野菜づくり	フィールドワーク(総合)	学年PTA 夏季休業	夏季休業	●●中祭 期末テスト	職場体験	
生活単元学習	2年生スタート 教室の環境整備 前学期の目標	体育祭をがんばろう 招待状作り 応援練習		夏休みに向けて 野菜の収穫 お手伝い チャレンジ屋食づくり	夏休みの生活 計画 絵 ●●中祭に向けて ポスター作り 案内掲示作り			
各教科等を合わせた指導			げんきプロジェクト！ ～〇〇保育園交流編～ ・計画、準備 ・保育園に行こう①	げんきプロジェクト！ ～〇〇保育園交流編～ ・保育園に行こう② ・壁新聞作り	げんきプロジェクト！ ～〇〇苑交流編～ ・計画、準備	げんきプロジェクト！ ～〇〇苑交流編～ ・〇〇苑に行こう①		
作業学習	清掃・奉仕作業 校内清掃 地域での清掃							
国語	言語描写/今月の詩 書写 ～文字丁寧に書こう	日記読み聞かせ 読書調べ 招待状のメッセージをお礼状づくり	お礼状づくり		身の回りのマーク 夏休みの作文	メモを取って聞こう 〇〇苑のお礼状を書こう		
数学	小数の意味・表し方 小数の計算	いろいろなグラフ 気温 植物の生長	水の量 計量、目分量 人のからだのつくり からだ図鑑	金銭の計算・実務 重さ、計量、時間	計測、数と計算 月の形と動き 太陽の動き	重さ 量る、目分量 月と星の明るさ	面積 大きな数 自然エネルギー 電気と生活	
理科	天気と植物 季節と生物							
外国語								
職業・家庭								
保健体育								
道徳								
特別活動	避難訓練	生徒総会 体育祭 集会での発表	応援団活動	夏休みの暮らし	●●中祭準備	●●中祭準備 前学期の振り返り	委員会	
自立活動	健康状態の維持・改善に関すること 状況に応じたコミュニケーションに関すること	適切な運動、食生活と健康 ・会話のルール、発表会、園・施設訪問等での話し方、依頼の仕方						
総合的な学習の時間								

※ ←→ は、各教科等横断的な指導

留意点：各教科等で、詳しい指導計画を作成すると、より明確な指導計画となります。

(様式例) 令和〇年度 生活単元学習 年間指導計画 〇年〇〇組

年間目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の役割を理解し、活動に見通しをもち進んで取り組む。 ・友達と相談したり、協力したりしながら活動に取り組み、他の人から喜んでもらう経験を通して達成感を味わう。 ・地域への関心を高め、様々な人と関わったり、施設を利用したりする。
------	---

学期	月	単元名・学習内容	目標	手立て
前 学 期	4	◆〇年生スタート！ ・教室の環境整備 ・前学期の目標 〈5時間〉	小学校45分、中学校50分を 1単位として算出する。	・前学期の主な行事の写真や昨年度の目標を提示する。
	5	◆体育祭をがんばろう ・招待状作り ・応援練習 〈6時間〉	単元名は、子どもに分かりやすく、覚えやすい表現にする。	・昨年度のビデオを見せる。 ・地域の方や家族に招待状を届ける。
	6	◆げんきプロジェクト！ ～〇〇保育園交流編～ ・計画を立てる ・準備をする ・保育園へ行こう① ・保育園へ行こう② 〈40時間〉	・保育士から話を聞いたり友達と相談したりして、自分たちで活動内容を決める。 ・自分の役割が分かり、見通しをもって準備や交流会に取り組む。 ・保育園の園児や先生方と進んで関わる。	・交流会までの予定表を作る。 ・園児の好きな遊びを保育園に聞きに行く機会を設定する。 ・自分たちで考えたり気付いたりできるように、訪問は2回設定する。 ・交流学級の友達や先生から意見をもらう。

評 価	<p>各単元でのねらいに対する評価を記入します。効果的だった手立てや支援、こうすればもっと意欲的な姿が見られたのではないかなど、次の学期に生かせるような内容を記録します。</p> <p>実際に取り組んだ時数や学習内容等を記入しておくことで、次年度の計画を立てる際に参考になります。</p>			
--------	--	--	--	--

後 学 期	10	<p>前学期の取組、変更点を受け、後学期が始まる前に修正を加えます。個別の目標が達成できる内容であるか、再度見直します。</p>		
	11			

(7) 週時程表（時間割）の作成

週の授業時間と指導の形態ごとの時数，学校や学年の週時程や特別教室の使用割当て，交流及び共同学習などの状況を考慮しながら，教務主任や学年主任と相談して作成します。指導内容のまとめりや学習活動の内容等を，子どもの実態や学校の実情に合わせて，弾力的に編成することができます。

工夫・留意したいこと

- ・交流及び共同学習については，子どもにとって必要な内容を十分吟味して，年間を通して組織的に取り組むことが大切です。交流学級の担任，保護者の理解・協力を得ながら決定しますが，複数の子どものが在籍する場合には，他の教員の協力を仰ぐことも考えられます。
- ・特別教室の割当てなど，調整する段階から考慮，検討することが大切です。

週時程表（時間割）の例

知的障害特別支援学級（小学校の例）

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	国語	国語	国語
2	算数	算数	算数	算数	算数
業間活動					
3	生単	道徳	生単	理科	社会
4		音楽★	国語 (書写)	体育★	体育★
給食・昼休み					
5	算数	図工★	理科	外国語	総合★
6	家庭	図工★	音楽★	委員会 クラブ ★	総合★
帰りの活動（清掃，帰りの会 等）					

★：交流及び共同学習

・生活単元学習は，連続の時間で設定すると活動時間が確保でき，活動の幅が広がります。

・交流学級の担任等と連携し，子どもの実態に応じて交流及び共同学習の時間を位置付けます。

・子どもの実態に応じて，交流学級に付き添い，交流の様子を見ながら支援します。



自閉症・情緒障害特別支援学級(小学校2年,6年在籍の例)

*知的障害がない場合

		月	火	水	木	金
1	2年	国語	国語	国語	国語	生活
	6年	理科	理科	社会	国語	総合★
2	2年	音楽★	国語	図工★	図工★	生活
	6年	理科	国語	家庭★	図工★	総合★
3	2年	体育★	自立活動	体育★	音楽★	算数
	6年	自立活動	音楽★	家庭★	図工★	算数
4	2年	算数	生活	国語	算数	国語
	6年	算数	社会	国語	算数	国語
給食・昼休み						
5	2年	学活	算数	算数	道徳	自立活動
	6年	学活	算数	算数	道徳	体育★
6	2年				国語	
	6年	体育★	自立活動		外国語★	社会

★：交流及び共同学習

・一緒に学習する場合は、いわゆる「わたり」の授業を行うなどの工夫をします。

・一人が交流学級で学習を行っているときは、1対1での指導となります。

・交流学級で学習する場合は、交流学級担任と目標や支援について共通理解を図ります。

・自立活動の時間を設定できません。各教科等の時間を割り当てることとなります。※

自閉症・情緒障害特別支援学級(中学校の例)

*知的障害がない場合

		月	火	水	木	金
1	学活	理科	数学	社会	英語	
2	国語	道徳	理科	保健 体育★	国語	
3	社会	美術★	技・家	数学	数学	
4	英語	英語	技・家	社会	音楽★	
給食・昼休み						
5	自立 活動	国語	保健 体育★	自立 活動	総合	
6	保健 体育★		国語	理科	総合	

★：交流及び共同学習

・学級担任は、所有免許状に対応した教科の授業を行います。免許外の教科については、他の教科担任が授業します。

・自立活動の時間を設定できません。各教科等の時間を割り当てることとなります。※

※自立活動の時間を設定すると、その授業時数分、他の授業時数を削減することになります。子どもにとって何が重要なのかを十分に考慮し、適切な時数を配当することが大切です。

3 年間を通して取り組むこと

(1) 実態把握

子どものよさや得意なことを見付けます

子どもたちの様子を見てみると、学校での行動と、家庭での行動が違うというケースが少なくありません。また、一人でいるとき、集団でいるときでも違いがあります。できないことや苦手なところに目が行きがちですが、子どものよさや得意なことの発見に積極的に努めます。

子どもと一緒に活動する中で発見できます

距離をおいて観察することもあります。子どもと一緒に活動する中でこそ、子どものよさを発見できます。子どもの行動は、その時々場面や環境、周囲の人たちの接し方によっても変わります。学習面や生活面、対人関係などを多面的に捉え、子どもとの関係性を考慮しながら把握することが大切です。子どものよさは、子どもを常に肯定的に受け止め、よりよく知ろうとする姿勢をもつことで見いだすことができます。

実態把握のポイント

① 得意なことや好きなことの把握

・得意なことや好きなことを知ることは、その子どもとの信頼関係を築くことにつながります。また、指導内容や指導方法を考える上でも大きなヒントになります。

② つまずきの背景と「できる状況」の把握

・なぜつまずいているのか、その背景要因を分析することが必要です。また、どのような場面で、どのような支援があれば「できる」のかを捉えていくことが大切です。

③ 本人の願いや思いの聞き取り

・本人の願いや思いを聞き取ることが大切です。本人の願いを指導に反映させることは意欲的な取組や将来の姿につながります。

④ 複数の目による把握

・保護者、養護教諭、交流学級の担任、教科担任、さらに前籍校や医療機関等からも情報を集め、担任だけではなく複数の目で捉え、よりの確な実態把握となるようにします。

実態把握によって得られた個人情報はプライバシーに関する内容が多く含まれます。そのため、取扱いには十分な配慮と注意を払うことが必要です。

実態把握表は、子どもを多面的に捉えたり情報を共有したりする上で役立ちます。



(様式例)

作成日 令和 年 月 日

令和 年度 実態把握表 (例)

〇〇〇小学校

ふりがな 氏名	あきた いちろう 秋田 一郎	性別	男	学年	3年	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保護者氏名	秋田 太郎	連絡先 緊急時			018 (〇〇〇) 〇〇〇〇 090 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇		
住所	〇〇市〇〇3丁目〇番地〇号						
各種検査等	WISC-IV (平成〇〇年〇月〇日実施 臨床心理士□□□□) FSIQ:〇〇 VCI:〇〇 PRI:〇〇 WMI:〇〇 PSI:〇〇						
手帳の有無	療育手帳B (平成〇〇年〇月交付)		知的水準や認知特性を把握します。つまずきの背景の理解や得意なことを学習に生かすという視点で結果を活用します。				
障害 疾病名	診断名: 知的障害 (軽度) 〇〇病院 医師□□□□ (平成〇〇年〇月)						
医療 健康	〇〇病院 (平成〇〇年〇月~) 2ヵ月に1回通院 服薬 (朝夕1回 てんかん)						
福祉							
生育歴	※出生時の状況や病気・発達状況等						
相談歴 教育歴	・〇〇センター (平成〇〇年〇月~) ・〇〇幼稚園 (平成 年 月 日~平成 年 月 日) ・〇〇小学校 (平成 年 月 日~現在) (平成 年 月 日 特別支援学級入級)						
家族の状況	名前	続柄	職業・学年		備考		
	秋田 太郎 花子 二郎	父 母 弟	会社員 教員 小 1		〇〇会社 〇〇中学校 〇〇小学校		

現 在 の 実 態			
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ○分かれ書きにした文章であれば、ゆっくり読むことができる。小1の漢字は、ほぼ正しく読むことができる。 ○家での出来事などを3語文程度で自分から担任に伝えている。 ○図工が好きで、手先が器用である。色を塗る活動に集中して取り組む。 ●助詞を抜いて話すことがある。 ●10の合成分解を十分に理解していない。簡単な文章題は、図を書いてあげると理解しやすい。 		
生活行動面	<ul style="list-style-type: none"> ○身の回りのことは、ほぼ一人で行える。 ○ほうきを使って教室を掃除できる。 ●体育や学級のゲームで負けると泣いてしまうことがある。 ●遊びや学習のルールはすぐに理解することは難しいが、写真や手順表などの視覚的支援を用いると少しずつ意識するようになる。 		
社会性対人関係	<ul style="list-style-type: none"> ○自分から朝の挨拶ができる。 ○交流学級の友達に自分から話しかけることはないが、話しかけられると小さな声で応じている。 ○友達の様子をよく見ていて、友達をまねて行動することができる。 ●困ったときや分からないときに、黙り込んでしまうことがある。 ●緊張するとみんなの前で話ができなくなる。 		
興味関心	<ul style="list-style-type: none"> ○アニメが好きで、家庭ではテレビや漫画をよく見ている。 ○調理が好きで、家庭でも簡単なお手伝いをしている。 		
その他	<p>得意なことや興味のあることを把握することは、子どもとの信頼関係の向上や学習内容・手立てを検討する上で重要です。</p>		
放課後等の過ごし方	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <放課後> ・放課後等デイサービス </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <休日> ・家族と買い物 </td> </tr> </table>	<放課後> ・放課後等デイサービス	<休日> ・家族と買い物
<放課後> ・放課後等デイサービス	<休日> ・家族と買い物		
本人の希望	<ul style="list-style-type: none"> ・漢字を書けるようになりたい。 ・友達と一緒に遊びたい。 		
保護者の希望	<ul style="list-style-type: none"> ・友達と仲よくしてほしい。 ・簡単な計算をしたり文章を書いたりできるようになってほしい。 ・すぐに飽きてしまうことが多いので、最後まで取り組んでほしい。 ・自分の思いを周りの人に伝えてほしい。 		

(記入者)

* 実態把握表は、「個別の指導計画」「個別の支援計画」の一部(フェイスシート)としても活用できます。

「個別の支援計画」及び「個別の指導計画」作成の根拠

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）では、次のように明記されています。

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等との業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

（２）個別の支援計画

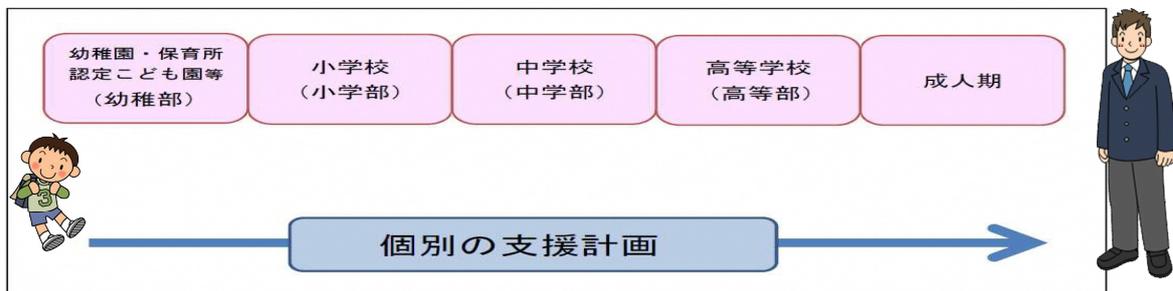
※秋田県では「個別の教育支援計画」を関係部局・機関との連携の強化と協働を推進する観点から「個別の支援計画」と表記しています。

個別の支援計画とは？

「個別の支援計画」は、保護者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携・協力して、就学前から成人期まで一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されるものです。学齢期は、学校が中心となって作成し、「個別の教育支援計画」と呼ばれています。

「個別の支援計画」を活用することによって、子どもを支える関係者が一人一人の教育的ニーズに応じた目標や支援内容を共有し、子どもの「自立と社会参加」につなげていくことができます。

生涯に渡って一貫した支援



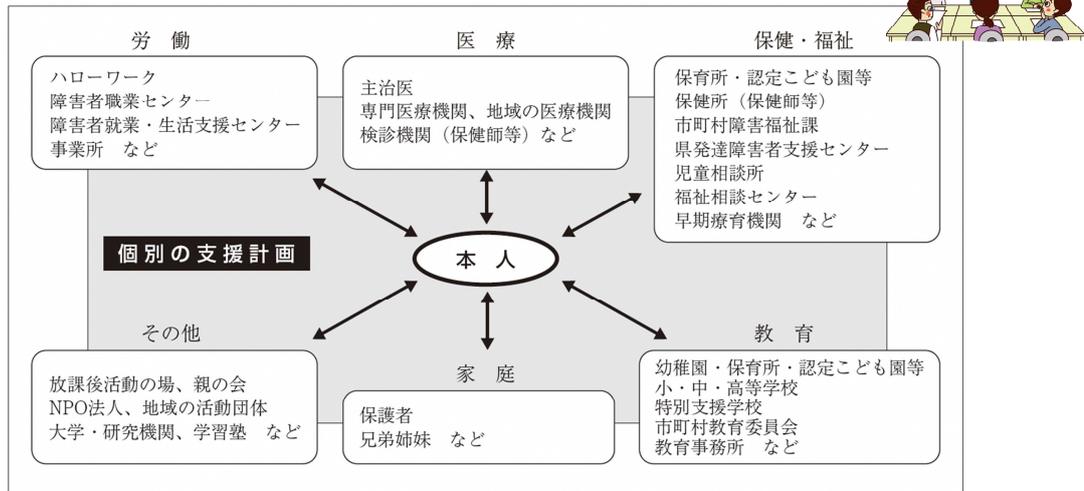
個別の支援計画の作成・活用のポイント

() は、特別支援学校を指します

- ① 作成する目的や必要性、活用方法等を保護者に説明し、作成や関係機関への開示に対して保護者から同意を得ることが必要です。
- ② 関係者・関係機関が本人や保護者の願いを共通理解し、先を見据えた支援を考えます。
- ③ 「個別の支援計画」と「個別の指導計画」における目標、支援内容の関連を図ります。
- ④ 保護者と合意形成した上で決定した「合理的配慮」を記載することができます。
- ⑤ 校内委員会や学年部会等において、教職員間で情報を共有します。
- ⑥ 進級や転学、進学に当たっての引継資料として活用することができます。
- ⑦ 保管や活用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮する必要があります。

「個別の支援計画」の作成に当たっては、まずは実態把握や保護者との面談により、情報を収集します。保護者のニーズや利用している関係機関については、事前に調査票に記入してもらい、それを基に話し合いをもつことも考えられます。関係機関がそれぞれ役割分担を果たしながら子どもを支援していくことが大切です。

関係機関との連携



「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）増補版」より

合理的配慮とは？

合理的配慮は、障害のある子どもが障害のない子どもと平等に教育を受ける権利を確保するために、個別に必要とされるものです。

合理的配慮の検討は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に基づいて、学校の設置者及び学校と本人、保護者が十分に話し合い、合意形成を図りながら行います。その内容は、「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の3観点から検討され、個別の支援計画に記載することが望ましいとされています。

平成28年4月から「障害者差別解消法*」が施行され、公立学校では合理的配慮の提供が義務付けられました。*正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

学校における合理的配慮の観点3観点11項目

①教育内容・方法

- ①-1 教育内容
 - ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
 - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ①-2-2 学習機会や体験の確保
 - ①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮



合理的配慮に関する参考資料

「インクルDB」で検索できます

- 「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」国立特別支援教育総合研究所
障害の状況に応じた様々な合理的配慮の実践事例を紹介しています。国立特別支援教育総合研究所のホームページに掲載されています。
- 「教育支援資料」文部科学省（平成25年10月）
障害種ごとに3観点に沿って合理的配慮の例を紹介しています。文部科学省のホームページに掲載されています。

参考：「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）増補版」秋田県教育委員会（2019年3月）秋田県教育庁特別支援教育課のホームページからダウンロードできます。
市町村教育委員会によって様式が決まっている場合があります。

（様式例） 令和 年度 個別の支援計画（例）
【 学校名 】

氏名		性別		学年・組		生年月日	平成 年 月 日
本人の希望や願い	※本人からの聞き取りが難しい場合は行動観察から気持ちを読み取ります。						
保護者の希望や願い	※保護者の積極的な参画を促し、保護者の意見を十分に聞き取ります。「合理的配慮」についても丁寧に合意形成を図り、「支援内容」の欄に明記します。						
教育的ニーズ	※本人や保護者の希望を踏まえ、必要となる教育的ニーズ明らかにします。 (例) 課題に取り組むためには、やるべきことが分かり集中できる環境が必要である。						

作成日	令和 年 月 日 ()	作成者名	
評価日	令和 年 月 日 ()		
支援目標	※評価日までに達成可能な具体的目標を記載します。 場合によっては、支援者の行動目標を記載する場合があります。 (例)：学習に長く集中できるための条件や効果的な環境設定を見いだす。		
項目	支援内容	支援機関・担当者	評価
教育	① 教示・指示、教材の提示は、注目を促してから行う。長文やまとまりや区切りが分かるように分ち書きをする(合理的配慮)。 ② 取り組む活動を理解しているか確認する。	① 学級担任 ② 特別支援教育支援員	① 文字で示し音読させることで、内容の理解につながる。(聴覚情報が有効) ② 周囲の状況によって左右されるが、自分で取り組む活動を唱えることで、実行できるようになってきた。
福祉	① 予定や連絡事項などを本人に伝える場合には、分ち書きをするとともに、読み上げる(合理的配慮)。	① 放課後等デイサービス事業所担当者	① 確実に伝わっているか、本人に確認することが有効である。
総合評価	保護者の意見も踏まえながら、今年度の取組を評価し、次年度へつなげます。		

上記の情報を支援関係者に開示することに同意します。

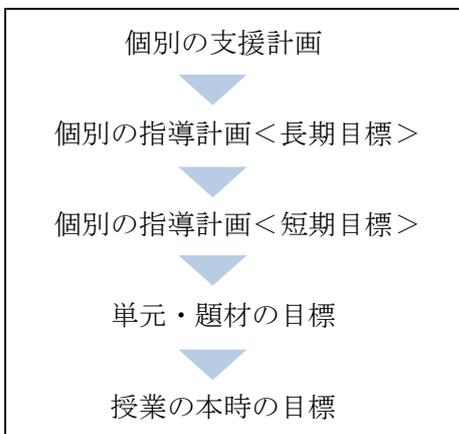
令和 年 月 日 保護者氏名 印

(3) 個別の指導計画

「個別の指導計画」とは？

「個別の指導計画」は、特別な支援を必要とする子ども一人一人に、学校での指導における目標や内容、方法を検討し、個々の教育的ニーズに応じて作成するものです。作成や活用を通して子どもや保護者、交流学級担任、教科担任等が情報を共有し、一貫性や連続性のあるきめ細かな指導・支援を行うことができます。学習状況や指導の目標・方法等を評価し、PDCAサイクルで計画を見直すことで、指導・支援の改善につながります。

「個別の指導計画」の作成に当たっては、保護者とよく話し合い、実態把握に基づき、適切で具体的な目標や手立てを設定することが重要です。



目標のつながりが大切です

<長期目標>

- ・「1年後にはこのような姿になってほしい」という指導の方向性を示す

<短期目標>

- ・各学期における教科等の重点的な目標
- ・年間指導計画、単元計画等との関連を図る

目標設定のポイント

- 目標が絞られている。
- スモールステップで考える。
- 肯定的な目標である。
- 観察や評価が可能である。
- 現在や将来の生活に役立つ。

<目標の例>

評価ができる具体的な表現にします

- × きちんと、しっかり
→ 手順表のとおり
→ 5分以内に
- × 考えることができる
→ ワークシートに記入
→ することができる

手立てもスモールステップで考えます

- どのような支援を必要としている段階なのかを見極めます。

例えば

手を添えて教える → 見本を見せる → 絵、文字等を見せる → 言葉で伝える
やがては一人でできるようになる姿を目指して、「今はこの支援が必要」「次は～」と、手立てを段階的に具体的に考えていくことが大切です。また、「〇〇があれば」一人でできるという有効な手立てを見付けることは、将来の自立した姿にもつながります。

留意点：特別支援学級では，一人一人に応じた指導の充実を図るために，各教科等にわたる「個別の指導計画」の作成が必要です。

(様式例：小学校 知的障害特別支援学級)

令和〇年度 個別の指導計画（例）

【〇〇〇立〇〇小学校】

氏名	〇〇 〇〇	学年	〇	担任	〇〇 〇〇
長期目標	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の役割を果たしたり，友達と一緒に活動したりする。 ・経験したことや自分の気持ちを相手に伝える。 				
教科等	〇学期目標	手立て		評価	
	重点的な目標	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの興味・関心や得意な面を生かす ・段階的に考える 		<ul style="list-style-type: none"> ・目標に照らしてどの程度達成したか ・有効な手立ては？ 	
生活単元学習	<ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇発表会」の練習や小道具作りに友達と協力して取り組む。 ・運動会や発表会の招待状を手順どおりに作る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発表会までの予定表を掲示する。 ・練習の振り返りにビデオを活用し，友達と話し合う時間を設定する。 ・手順表を準備したり，事前にポイントをカードで確認したりする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ビデオを見てお互いに発表の良い点を伝えたり，相談しながら改善点を見付けたりすることができた。 ・手順表を見ながら一人で招待状を10枚作ることができた。 	
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・助詞（は，を）を使って，経験したことを話したり書いたりする。 ・小1の漢字10字を正しく書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文型や身近な出来事の写真を提示したり，助詞カードを複数準備したりする。 ・大きめのマスを用意したり，書き方を一緒に唱えたりする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・5枚のカードの中から「は，を」を選び，運動会や校外学習の写真を見ながら「どこで，誰が，何をした」の文を作ることができた。 ・一度手本を見ると思い出して書くことができた。 	
算数	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り上がりのある一位数同士の加法を解く。 ・時計を5分単位で正しく読む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体物や10のまとまりが分かる容器を準備する。 ・大きな時計に5分ごとの時間を貼り，覚えたところから付箋で隠す。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ピンポン玉を操作して，あと何個で10になるか答えることができた。解き方を始めに確認するとほぼ間違えずに解くことができた。 	
自立活動	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼やお礼など自分の気持ちを相手に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の気持ちを表した絵カードを準備したり，簡単なジェスチャーを例示したりする。 ・良い例と悪い例を教師が演示する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・交流学級で友達や担任に手伝ってもらったときに自分からお礼を言うことができた。分からないときに，質問することはまだ難しい。 	
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの変容や次に課題となること ・指導の目標や手立てに関すること 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて「各教科等を合わせた指導」(生活単元学習，日常生活の指導，遊びの指導，作業学習)による学習が行えます。 ・「自立活動」は，6区分27項目から選定した項目を教科等の学習に関連付けて，具体的な指導内容として設定します。 				

(様式例：小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級) ※知的障害がない場合

年度 個別の指導計画 (例)

【〇〇〇立〇〇〇学校】

氏名	〇〇 〇〇	性別	〇	学年・組	〇年〇組	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
保護者氏名	〇〇 〇〇	連絡先	0180-〇〇-〇〇〇〇 (自宅)				
各種検査等	※これまで受けた心理検査等の検査名, 検査月日, 検査者, 結果の概要を記入						
手帳の有無	(手帳の種類) (障害の程度)						
障害、疾病名	※医療機関からの診断名があれば, 診断年月日 (年齢) も含めて記入						
現在の 実態	※疾病, 体質・体調への配慮, 生活リズム, 安全等 ※身辺自立, 生活習慣, 運動・動作など基本的な生活動作 ※聞く, 話す, 読む, 各, 計算する, 推論するなど ※長所, 興味・関心, 大人や友達とのコミュニケーション, 善悪の判断, 指示理解, 約束, 遊び・交際, 集団への関わりなど						
本人・保護者 の願い	※学習面, 生活面, 就学先等について本人・保護者の希望や願いを記入						
目指す姿 (目標)	※どのような姿を目指して指導するのかを記入 ①長期目標 (1年) 【例】「メモを見て, 持ち物を準備する習慣を身に付ける。」 ②短期目標 (1か月, 3か月, 学期等) 【例】「メモを見て, 持ち物を自分でチェックする。」						
優先順位	具体目標	指導の内容、具体的な手立て等			幼児児童生徒の変容	評価	
1	※観察可能で、肯定的・具体的な目標を記入 【例】 ・教師の指示でメモをする。	※できる限り、具体目標を達成するための場面や具体的な手立てを記入 【例】 ・黒板に明日の持ち物を書いておく (クラス全体)。 ・支援員が、担任の指示への注目を促す。 ・担任が放課後にメモを確認する。			※どのように幼児児童生徒の姿が変容したかを具体的に記入 【例】 ・支援員の促しがなくてもメモをとることができるようになった。 ・板書を手掛かりに、メモをとることができた。	※指導内容や手立ての妥当性を記入 【例】 ・個別に活動への気付きを促したり、視覚的情報を提示した支援は効果あり。	
<全体的な評価> ※対象幼児児童生徒の全体的な成長及び成果, 課題から考察される今後の指導方針を記入 ※年度末であれば, 次年度の「目指す姿」, 「具体目標」と「指導の内容, 具体的な手立て等」を服務, 引き継ぎ事項を記入							
学級担任名: 〇〇 〇〇 特別支援教育支援員名: ※配置されている場合に記入					特別支援教育コーディネーター名 〇〇 〇〇		

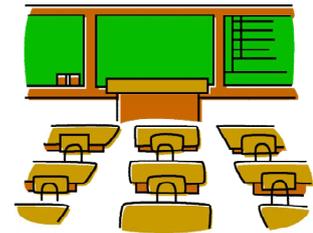
【記入者】

参考：「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）増補版」秋田県教育委員会（2019年3月）
 秋田県教育庁特別支援教育課のホームページからダウンロードできます。
 市町村教育委員会によって様式が決まっている場合があります。

(4) 通知表の作成

通知表は、学校で使われている通常の学級の通知表を使う場合と特別支援学級で独自に作成したものを使う場合があります。独自のものとしては、保護者を対象に、記述式のものが使われているところが多くあります。その内容は、国語や算数、音楽・・・と教科別なもの以外に、身辺処理の状況、対人関係や作業態度なども詳しく記述されています。「個別の指導計画」の内容を通知表に取り入れて活用している例もあります。

通知表の記入で配慮したいこと



① 分かりやすく

- 専門的な用語は控えます。
- できるだけ具体的に書きます。
- 目標に関連して主に取り組んだことについて書きます。

② 今学期取り組んだこと

- 今学期のがんばりが分かるように書きます。
- 点数や記号による評価の場合も、一言文章を添えます。

③ 指導の方針と具体的な支援方法

- 学校と家庭が協力して指導できるように具体的な支援方法を書きます。
- 来学期の取組のポイントを示します。

④ できるようになったこと

- 「できた」ことを中心に書きます。
- 書き切れない内容は、面談等で伝えます。

子どもにも分かる工夫をします

- 子ども自身が読むことを考慮し、よいところを書きます。
- 通知表だけではなく、担任が作成したがんばり表や、学期に撮ったスナップ写真をアルバム等に整理して渡すなど、工夫します。分かりやすい評価にして伝えることで、子どもの自信や励みにつながり、来学期への意欲も向上します。

情報共有が大切です

- 通知表の記入に当たっては、交流学級の担任や各教科担任と事前に打合せをもつことが必要です。子どもに関わる関係者の話し合いを通して、個々の目標設定や手立てについても評価することができ、来学期の指導にもつながります。

(5) 教科用図書の採択

特別支援学級の教科書は、教育目標や各教科等の指導内容を十分に吟味し、子ども一人一人の発達の段階や障害の状態等に応じて適切なものを準備します。子どもの実態から文部科学省検定済教科書を使用して学習を行うことが適当でない場合、他の適切な教科用図書を使用することができます。



教科用図書の採択

- ① 各教科の文部科学省検定済教科書の中から当該学年のものを選定
- ② 各教科の文部科学省検定済教科書の中から下学年のものを選定
- ③ 文部科学省著作教科書の中から選定
 - ・ 特別支援学校文部科学省著作教科書
視覚障害者用「点字版」、聴覚障害者用 小学部「言語指導」、中学部「言語
知的障害者用（「☆印本＊」）があります。
- ④ ①～③までの中で適当なものがない場合、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（絵本等の一般図書）の中から選定

* 文部科学省著作教科書 特別支援学校（小学部・中学部）知的障害者用「☆印本」

学部	教科名	使用学年	書名	発行者
小学部	国語	第1～6学年	こくご ☆～☆☆☆	東京書籍
	算数	第1～6学年	さんすう ☆～☆☆☆	教育出版
	音楽	第1～6学年	おんがく ☆～☆☆☆	東京書籍
中学部	国語	第1～3学年	国語 ☆☆☆☆	東京書籍
	数学	第1～3学年	数学 ☆☆☆☆	教育出版
	音楽	第1～3学年	音楽 ☆☆☆☆	東京書籍

- 採択は1教科につき、1教科書です。二重給与はできません。
- 採択に当たっては、保護者との同意の下に決めていくことが大切です。
- 視覚障害がある場合は、文部科学省検定済教科書に代えて拡大教科書を選択できます。
- 文部科学省検定済教科書以外を希望する場合は、何を選ぶのか早めに教務等と確認が必要です。市町村教育委員会は県教育委員会に8月上旬までに報告することになっています。
- 秋田県での特別支援教育関係の教科書は、秋田県総合教育センターで閲覧できます。
- 視覚障害や肢体不自由、学習障害等により印刷物を読むことに困難がある子どものために、文部科学大臣又は文部科学大臣が指定するデータ管理機関から教科書デジタルデータが提供されています。



(6) 校内の支援体制づくり

特別支援学級の子どもたちが、一人一人の個性を發揮し、健やかな成長・発達をするためには、校内において温かく理解される中で、安心して学習に取り組めるような状況づくりが求められます。

そのためには、校内の全教職員が特別支援学級の子どもたちや特別支援教育について十分に理解し、協力し合える体制をつくる必要があります。学校全体で確認します。特別支援学級担任が一人で抱え込まないように、校長や教頭、特別支援教育コーディネーターがリーダーシップを發揮し、校内組織の確立や学習環境の整備を行うことが重要です。

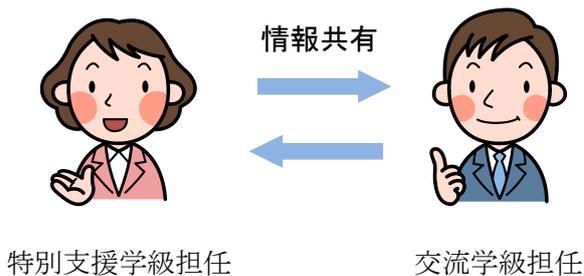
担任不在時の補充等

学級担任が出張や急な病気等で教室を空けなければならない場合の補充体制や入学式、卒業式、運動会、学習発表会、遠足などの学校行事に特別支援学級の子どもがどのように参加するのかを校内で確認しておきます。子どもが通常どおり学習できる環境を保つためにはどのような関わりや支援が必要なのか、特別支援学級の要望を積極的に伝えることが大切です。

また、休み時間の行動についても全教職員の理解、協力が求められます。

校内での理解・協力の工夫

- ① 職員会議等で、特別支援学級の子どもの様子を積極的に伝えます。
- ② 特別支援教育委員会等で、教育課程や学校行事への参加について確認します。
- ③ 交流学級の学年会に参加し、必要な打合せを行います。
- ④ 授業を公開して、特別支援学級での活動の様子や指導を見てもらいます。
- ⑤ 取組の様子を知ってもらうために、廊下の掲示を工夫します。
- ⑥ 校内の教職員に、授業における役割をお願いするなどの機会を設定します。
- ⑦ 必要に応じて、保護者との面談に交流学級の担任にも入ってもらいます。
- ⑧ 全教職員の特別支援教育に対する理解を深めるために、研修会で学んできた情報を先生方にも伝えます。



- 校長
 - 教頭
 - 学年主任
 - 養護教諭
 - 教務主任
 - 教科担任
 - 特別支援教育コーディネーター
 - スクールカウンセラー
 - スクールソーシャルワーカー 等
- 特別支援教育委員会**

(7) キャリア教育

キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して「キャリア発達」を促す教育のことです。将来の社会的・職業的自立を念頭に置きながら、子どもたちの成長や発達を促進していくことが大切です。

* 「キャリア発達」とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことです。

基礎的・汎用的能力の育成

キャリア教育は、教育活動全体を通じて基礎的・汎用的能力の育成を主軸として実践します。基礎的・汎用的能力は、次の四つの能力に整理されます。

人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。

◎具体的な要素

- ・他者理解 ・コミュニケーションスキル
- ・チームワーク ・リーダーシップ 等

自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力。

◎具体的な要素

- ・自分の役割の理解 ・自己の動機付け
- ・忍耐力 ・ストレスマネジメント 等

課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。

◎具体的な要素

- ・情報の理解、選択、処理 ・課題発見
- ・計画立案 ・実行力 ・評価、改善 等

キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。

◎具体的な要素

- ・学ぶこと、働くことの意義や役割の理解
- ・多様性の理解 ・将来設計 ・選択 等

留意点

四つの能力を参考にしつつ、児童生徒の発達の段階を踏まえて取り組んでいきます。この四つの能力は、それぞれが独立したものではなく、相互に関連・依存した関係にあります。このため、特に順序があるものではなく、これらの能力を全ての子どもが同じ程度あるいは均一に身に付けることを求めるものではありません。

(8) 進路指導

進路指導は、自立と社会参加を目指していくための全ての教育活動を指します。卒業後の進路選択への支援だけでなく、卒業後の生活が豊かになるような取組が大切です。

進路指導に当たって

一人一人の障害の状態や発達段階、特性等を把握した上で、進路に関する学習や産業現場等における実習、進路相談を通して自立的に生活する力を育てるとともに、進路先の主体的な自己決定に向けての支援を組織的・継続的に行うことが大切です。

◆進路に関する学習

児童生徒の進路に関する意識や認識を育て、主体的に進路選択できるようにする学習です。教育課程上では、「特別活動」「総合的な学習の時間」等の時間に行われます。時間を設けない場合でも、各教育活動の中で内容を設定していくことが重要です。

進路に関する学習の主な内容

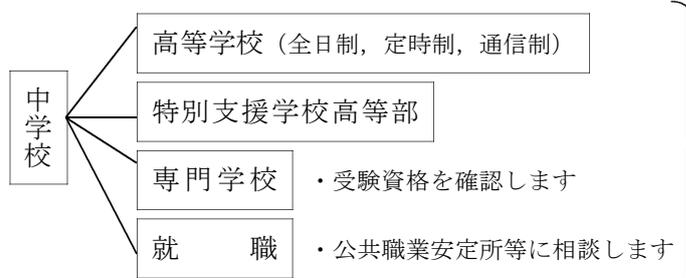
- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 自己理解に関すること | ② 進路情報の収集と選択に関すること |
| ③ 社会見学（職場見学）に関すること | ④ 就業体験・実習に関すること |
| ⑤ 家庭・地域・職業生活に関すること | ⑥ 進路決定に関すること |
| ⑦ 関係機関に関すること | |

小学校では

- ・ 基本的生活習慣、対人関係、通学など生活する力を高めていく活動を大切にします。
- ・ 中学校や将来の生活を見据えながら、保護者との話し合いを進め、進路に対する情報提供をし、意識を高めていきます。▶学校見学、体験学習の機会を設定
- ・ 具体的な進路を検討します（中学校の特別支援学級・通常の学級、特別支援学校中学部）。

中学校では

- ・ 中学校卒業後の進路を見通し、3年間の進路指導に関する計画を立て、実施します。
- ・ 「働くこと」について学ぶ機会を設定します（職場見学、就業体験、実習など）。
- ・ 進路に関する情報を関係機関等から集め、面談を通して保護者に伝えたり、「進路に関する学習」を通して生徒に提供したりします。
- ・ 具体的な進路を検討します。



- ・ 入学選考があります。
(高等学校：必要に応じて特別配慮申請について検討します)
- ・ 希望校と入学に向けた連携を密に行います。
- ・ 学校見学や体験学習、教育相談を十分に行います。

*参考：「障害等のある生徒の高等学校進学にかかるガイド」秋田県教育委員会（平成21年9月）

「特別な教育的ニーズのある中学生の進路指導ガイド～生徒がなりたい自分にチャレンジする～」

秋田県総合教育センター（平成29年9月）

(9) 学級通信の発行

子どもの活動や学級の様子などを、定期的に、積極的に伝えます。

共に考え合える学級通信の工夫

- 担任や保護者、他の教職員などの思いや考え、記事などを取り上げます。
- 保護者のみならず、全校の子どもや教職員、地域の人たちの理解や関わりが深まるように、配り方を工夫したり校内掲示を工夫したりします。
- 子どもの作品等を掲載したり、学級通信の作成にも子どもが積極的に参加したりできるように工夫します。

作品等を掲載する場合の配慮

- 外部に情報を公開することになるため、プライバシーの保護には、十分配慮します。特に、氏名や顔写真については、事前に保護者の了解を得る必要があります。
- 子どもの作文の誤字脱字などは、学習指導の一環として訂正してから載せます。
- 通信は、多くの人目に触れます。内容や文章表現について、学年主任や教頭に確認してから配付します。

(10) 学級PTAのもち方

保護者との連携を図るために学級PTAがあります。学校の姿勢が問われますので、学校の経営方針等について具体的に説明できるようにします。必要に応じて個人面談を設定し、共通理解する機会にします。

学級懇談，個人面談

◆聞いておきたいこと

- 子どもの生育歴（障害の状態等）
- 家庭生活の様子
- 家族構成の確認
- 緊急連絡先の確認
- 保護者の学校への要望
- 学校生活上の配慮点
- 子どもの写真掲載の了解
- 友達関係
- 進路希望
- 福祉サービス、医療機関等との関わりや内容

◆伝えておきたいこと

- 学級の年間の方針（担任の抱負）
- 一年間の協力をお願い
- 欠席連絡の方法
- 特別支援教育就学奨励費
- 連絡帳への協力
- 教科用図書，副教材の購入
- 学級費，教材費
- 障害者手帳の取得
- 年間の行事予定（修学旅行，宿泊を伴う学習等での配慮点を含む）

※学級懇談，個人面談終了後は、学校、学年、学級への要望等を関係教職員に伝え、必要に応じて検討します。

(11) 教育相談

保護者は、子どもの学校生活や将来の生活について、様々な願いや悩みをもっています。子どもへの関わりだけでなく、保護者の気持ちを受け止め、必要な支援を行うことが大切です。また、情報が不足しているため、保護者が不安に思うこともあります。特別支援教育コーディネーター、関係機関と連携し、必要な情報をいつでも提供できるよう準備をしておきます。

保護者と教育相談をするときの配慮事項

○保護者の心情への配慮

我が子に障害があると分かってから、保護者の気持ちは様々に揺れ動いています。相談に当たっては、保護者の気持ちを共感的に理解することが大切です。保護者の話に十分に耳を傾け、保護者の不安を和らげるようにします。また、子どものために精一杯努力をして頑張ってきたことを認め、理解することが大切です。

○保護者の願いの確認

学校や家庭での生活、学習、進路等について、保護者の願いを確認します。低学年のうち、学校生活に慣れることについての話を中心になると思いますが、将来的なイメージをもって話せるように、相談を重ねながら保護者の気持ちを引き出していくことが大切です。

保護者の捉えている子ども像が、学校での様子と異なっていることもあります。毎日の保護者とのやりとりの中で、子どもの様子を丁寧に伝えていきます。そして、「○○ができませんでした。」ではなく、「○○のようにしたら、△△できました。」「○○のようにやってみましたが、本人が戸惑っていました。お家ではどのようにしていますか。」等、家庭での様子を聞いたり、協力を依頼したりして、保護者が子どもの状況を正しく捉えることができるようにしていきます。

○保護者（本人）の自己決定を促す

相談に当たっては、学校側から一方的に「このようにやってください。」と指し示すのではなく、保護者や本人の気持ちを大切にどのような方向に進めたいのか、最終的にはどうしたいのかなど確認していきます。また、情報提供や相談をこまめに行い、気持ちを整理できるようにしていくことが必要です。

保護者との教育相談で大切なこと

- ・ 保護者のこれまでの工夫や努力を認め、悩みに対しては、一緒に考えていくという姿勢を示します。
- ・ 要望に対しては、学校ができることを明確にして、今後の方針を丁寧に伝えます。



4 年度末に取り組むこと

(1) 指導のまとめ・引継ぎ

目標及び指導内容、手立て、子どもの変容、評価等について「個別の指導計画」を基に整理し、まとめます。

子どもの実態や学習の達成状況、活動内容、効果的な手立てなどを具体的かつ簡潔にまとめることが大切です。担任が替わっても指導や配慮が継続されるように、引継ぎ資料となる「個別の支援計画」「個別の指導計画」「実態把握表」等は、個別のファイル1冊に綴じておきます。

子ども自身と保護者の願いや希望も合わせて確実に引き継ぐことで、「個別の支援計画」「個別の指導計画」への参画意識を高めるとともに、主体的な進路選択に結び付きます。

評価・修正が必要なもの・引継ぎ資料

① 法定表簿類に関すること

- 指導要録 出席簿 健康診断票

② 児童生徒に関すること

- 家庭調査 実態把握表 個別の支援計画 個別の指導計画

③ 学級経営に関すること

- 教育課程 学級経営案 年間指導計画 児童生徒名簿
 通知票の写し 時間割 学級通信

④ 学習指導に関すること

- 使用した教材・教具 授業や生活の様子の写真
 学習指導案や記録 その他学習活動の参考になるもの

⑤ 特別支援教育委員会等に関すること

- 特別支援教育委員会等の記録 診断書・諸検査記録 等

効果的な引継ぎ

担当者が交替するときは、資料だけでは分からないこともあります。直接会って、引継ぎ・打合せをすることが、一貫性・系統性のある指導につながります。

授業で使用したプリントや写真、ビデオがあれば子どもの様子がよく分かり参考になります。



(2) 指導要録

指導要録の様式は市町村教育委員会や各学校で定めますが、特別支援学級については、子どもの実態に応じた教育課程にしていますので、それに合わせて指導要録を作成します。

特別支援学校の学習指導要領を参考にして特別の教育課程を編成している場合、指導要録も特別支援学校のものを参考にして作成することが多いようです。

また、指導要録は情報開示が求められることがありますので、その点についても配慮して記入します。

<特別支援学校 指導要録例>

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である
児童に対する教育を行う特別支援学校 小学部児童指導要録

児童氏名		学校名		区分	学年	1	2	3	4	5	6
				学級							
				整理番号							
教科	観点	各教科の学習の記録						特別の教科連携			
		学年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子	
国語	知識・技能								1		
	思考・判断・表現								2		
	主体的に学習に取り組む態度								3		
社会	知識・技能								4		
	思考・判断・表現								5		
	主体的に学習に取り組む態度								6		
算数	知識・技能								7		
	思考・判断・表現								8		
	主体的に学習に取り組む態度								9		
外国語	知識・技能								10		
	思考・判断・表現								11		
	主体的に学習に取り組む態度								12		
総合	知識・技能								13		
	思考・判断・表現								14		
	主体的に学習に取り組む態度								15		
音楽	知識・技能								16		
	思考・判断・表現								17		
	主体的に学習に取り組む態度								18		
図画工作	知識・技能								19		
	思考・判断・表現								20		
	主体的に学習に取り組む態度								21		
家庭科	知識・技能								22		
	思考・判断・表現								23		
	主体的に学習に取り組む態度								24		
体育	知識・技能								25		
	思考・判断・表現								26		
	主体的に学習に取り組む態度								27		
外国語	知識・技能								28		
	思考・判断・表現								29		
	主体的に学習に取り組む態度								30		

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校 中学部生徒指導要録

生徒氏名		学校名		区分	学年	1	2	3
				学級				
				整理番号				
学年	科目	各教科・特別活動・自立活動の記録						
		1	2	3				
国語								
社会								
数学								
理科								
音楽								
美術								
保健体育								
職業・家庭								
その他								
特別活動								
自立活動								

参考：文部科学省ホームページ
指導要録（参考様式）

* 学習指導要領の改訂に伴って、
指導要録の変更が考えられます。

第二部 指導・支援に関すること

1 特別支援学級の子どもの理解と支援のポイント

県内の特別支援学級には、知的障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象とした学級があります。

子どもたちが障害によってどのような困難さを感じているのかを考慮し、障害の状況に応じた支援の在り方を考えていくことが大切です。

困難な状況と支援のポイント

知的な発達面で支援が必要な子ども

知的障害特別支援学級

一つのことを時間をかけてゆっくり覚えていくタイプの子どもです。自分の気持ちや考えをうまく伝えられなかったり、聞いた内容をすぐに理解できなかったりすることがあります。

- ① 興味・関心を取り入れた活動を準備し、意欲的に活動できるようにします。
- ② 手順や方法を分かりやすく示し、自分から進んで活動できるようにします。
- ③ 生活に結び付いた具体的活動を準備し、学んだことが生かせるようにします。様々な生活経験を積めるようにします。
- ④ 繰り返しやスモールステップを大切に、できることを増やし、自信をもたせます。
- ⑤ 発達年齢に応じた対応だけでなく、生活年齢を意識した対応も大切にします。

情緒面や行動面で支援が必要な子ども

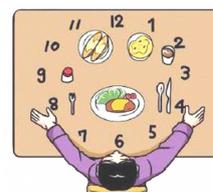
自閉症・情緒障害特別支援学級

コミュニケーションや社会的な適応に困難を生じやすく、見通しがもてないと不安になりやすい子どもです。自分の状況を理解してもらいにくく、表面的な行動に注目が集まりやすいため、誤解を受けることがあります。

- ① 事前に学習の計画や活動内容を知らせ、子どもが見通しをもてるようにします。繰り返しのある活動を基本とし、活動内容と場所を一致させます。
- ② 簡潔な言葉を使ったり、視覚的な情報（具体物、写真、ビデオなど）を活用したりして、子どもが理解しやすいようにします。
- ③ 子どもの言動には、多様な意味があることを理解し、その言動の背景を把握します。注意するときは、短く簡潔に話します。禁止よりも肯定的な言い方で伝えます。
- ④ 相手の気持ちや暗黙のルールなどについては、子どもに分かるように伝えます。必要に応じて、SST（ソーシャルスキルトレーニング）なども取り入れます。

弱視の子どもは、視力が弱いだけでなく、視野や色覚など全体的な視機能に障害がある場合があります。視覚からの情報が不足することで、行動が制限されたり、限られた経験の範囲内で概念の形成を図ったりするため、物と物との関係や比較について、認識する力が身に付きにくい傾向があります。また、見ることに大きなエネルギーを使うため、疲れやすい傾向があります。

- ① 言葉による説明だけでなく、できるだけいろいろな物に直接手を触れるなど体験の積み重ねを大切にします。
- ② 説明するときは「そこ」「あそこ」などの指示代名詞は避け、「左後ろ」などと具体的に説明したり、クロックポジション（物の位置を時計の短針に例えて知らせる方法）で伝えたりします。
- ③ 学習場面では、子どもの状態に合わせて弱視レンズ、拡大読書器、ルーペ等を活用したり、照明や教室環境（机・書見台等）を工夫したりします。
- ④ 保護者、医療機関、特別支援学校（視覚支援学校）などと連携を図り、子どもの見え方を確認しながら適切な支援ができるようにします。



※県北、県南地区には視覚支援学校のサテライト教室が設置されています。

難聴の子どもは、言葉を聞き取ったり伝えたりすることが難しいため、学習場面や友達とのコミュニケーション場面においてつまづいてしまうことがあります。

- ① 難聴の子どもは、話し手の口元を見て話していることを理解するので、顔全体、特に口元がはっきり見えるようにします。また、補聴器等で聞き取りやすいように、適切な速度や声の大きさを話します。
- ② できるだけ静かな環境を確保できるように、生活や学習活動に際して、防音の工夫をします。
- ③ 目で見て内容が分かるように教材を工夫します。また、視覚的な手掛かりにより、言語の意味理解につなげます。
- ④ 補聴器等の適切な装用や調整など、保護者や医療機関、特別支援学校（聴覚支援学校）などと連携を図り、適切な支援ができるようにします。

※県北、県南地区には聴覚支援学校のサテライト教室が設置されています。

特別支援学級でのICT活用

障害のある子どもに対して、パソコンやタブレット端末等のICT（情報通信技術）を活用した実践例が多く報告されています。視覚的な情報を学習に取り入れたり、自分の気持ちを伝える際に活用したりするなど、一人一人の特性に応じ、子どもの困難さをサポートしてくれる「道具」として、ICTを効果的に活用していきます。

日常の生活動作等に制約があるため、発達に必要な経験に偏りがあり、経験量も少なくなりがちです。また、体を十分に動かす機会が少なく、限られた体の使い方をしていることから疲れやすい状況にあります。

- ① 経験の不足を補うために体験的な活動を設定し、「楽しかった」「またやりたい」という気持ちを引き出します。
- ② 補助具や教材を工夫し、一人でできることを増やし自信をもたせます。「見る」「聞く」などの認知の特性にも配慮します。
- ③ 適切な姿勢がとれるように、椅子や机の高さを調節したり、車椅子の座り方を確認したりします。
- ④ 保護者や医療機関、特別支援学校（秋田きらり支援学校）などと連携し、子どもの日常生活動作等の向上も含め、適切な支援ができるようにします。

◆子どもが利用する医療関係者の例

- P T（理学療法士） 立つ、歩くなどの基本的動作の回復を図ります。
- O T（作業療法士） 日常生活を送る上で必要な機能回復を図ります。



病気の特徴や治療に伴い、心身の発達や身体の状態に影響を受けていることがあります。また、活動に制限がある子どもは、様々な経験が不足していたり、入院や治療による欠席などで、学習空白があったりする場合があります。

- ① 病気や体の状況を医療機関や保護者に確認するとともに、必要に応じて特別支援学校（秋田きらり支援学校、ゆり支援学校）等の助言を得るなど、関係者間で十分に連携を図ります。
- ② 子どもが自分の疾病や身体の状態について、知識や理解を深めることができるようにします。
- ③ 子どもの学力や学習空白、健康状態、心理状態などを考慮し、柔軟性をもった学習を行います。趣味や特技を生かして、生きがいや楽しさを味わうことができる生活を子どもと一緒に考えます。

 参考資料

「障害別支援ガイド」

障害別の支援について、配慮点や教材・教具等を紹介しています。県内の各特別支援学校や秋田県教育庁特別支援教育課のウェブサイトに掲載されています。

- 知的障害支援ガイド
- 自閉症支援ガイド
- 視覚障害支援ガイド
- 聴覚障害支援ガイド
- 肢体不自由支援ガイド
- 病弱・虚弱支援ガイド

2 学習指導の基本

(1) 各教科の指導

知的障害のない子どもや、軽度の知的障害の子どもが在籍する特別支援学級では、教科の指導が中心になります。これまでの教科指導の経験や、各自の教科における専門性を十分に生かしてください。

指導する内容

◆弱視、難聴、肢体不自由、病弱や身体虚弱、自閉症や情緒障害のある子ども（知的障害がない場合）

「小学校・中学校学習指導要領」の各教科の目標及び内容を踏まえて学習を進めます。ただし、指導計画の作成と内容の取扱いに当たっては、子どもの障害の状態や特性等を十分考慮する必要があります。障害の状態によっては、下学年の目標及び内容に替えることができます。

◆知的障害や重複した障害のある子ども

各教科の目標及び内容を踏まえて学習を進めますが、子どもによっては小・中学校の教科の学習が適切でない場合もあります。そのような場合には、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」の「知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校」の各教科の目標及び内容に替えることができます。

指導の際に配慮したいこと

- 知的障害特別支援学級の子どもの場合、学習したことが身に付くように、より多くの体験的・実内容的な内容を取り入れて学習を進めます。また、覚えたことや学んだことを実際の生活で生かせるように、各教科等と各教科等を合わせた指導とを関連させて学習を進めていくことが必要です。
- 自閉症のある子どもの場合、抽象的なこと、応用問題や文章題が苦手なケースが多いため、具体物を操作したり、絵や図を用いたりしてイメージをもちやすくします。めあてやまとめ方を分かりやすく示し、この時間に何を学習するのか、どこまでやったら終わりなのかをはっきり示すことが大切です。
- 弱視特別支援学級の子どもの場合、「じっくり見ることで分かる」喜びを数多く体験することが大切です。また、言葉での説明を丁寧に行ったり、触って分かる教材を用いたりし、理解を深めます。実験や調理実習などは、一部分だけではなく、最初から最後まで全ての工程を経験できるようにします。
- 難聴特別支援学級の子どもの場合、写真、具体物、身振り、文字等の視覚的な手掛かりを使って内容を伝えるようにします。また、指示や発問が理解できているか確認しながら進めます。
- 肢体不自由特別支援学級の子どもの場合、日常生活動作等に制限があり時間がかかることがあります。1コマの授業で取り扱う板書やプリント量等、情報の提供の仕方や内容について十分に吟味します。

○病弱・身体虚弱特別支援学級の子どもの場合、入院や治療により授業を受けられず、学習の空白がある子どもがいます。そのような場合、子どもは学習についてとても不安に思っています。学習内容等を十分吟味し、子どもに負担のないペースで学習を進められるよう計画を立てます。

(2) 各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせた指導とは何ですか？



知的障害のある児童生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい、実際の生活の場で応用されにくいなどが挙げられます。したがって、学習場面では、実際の・具体的な内容の指導がより効果的であると考えられます。

このような特性を踏まえ、知的障害のある児童生徒に対して効果的な指導を進めるため、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学校においては外国語活動の全部又は一部について、合わせて指導を行うことができます。この指導の形態が「各教科等を合わせた指導」です。

「各教科等を合わせた指導」は、知的障害があることを前提とした指導の形態なので、「各教科等」は知的障害特別支援学校の各教科等となります。

各教科等を合わせた指導	
○ 日常生活の指導	○ 遊びの指導
○ 生活単元学習	○ 作業学習



参考資料

「特別支援学校 日常生活の指導ガイド」秋田県教育委員会(平成 30 年 3 月)

「特別支援学校 遊びの指導ガイド」秋田県教育委員会(平成 29 年 3 月)

「特別支援学校 生活単元学習ガイド」秋田県教育委員会(平成 28 年 3 月)

「特別支援学校 作業学習ガイド」秋田県教育委員会(平成 27 年 3 月)

※特別支援学校における実践事例や指導案などを紹介しています。秋田県教育庁特別支援教育課のウェブサイトに掲載されています。

(2) ① 日常生活の指導

日常生活に必要な内容を、学校の生活の流れに沿った形で指導し、一人でできることを増やしていきます。また、身の回りのことだけでなく集団生活に必要なことも含めて、子どもの実態に即した内容を取り扱い、継続的に取り組みます。また、保護者の理解と協力を得ながら、連携して取り組むことも大切です。

指導する内容

基本的な生活習慣に関する内容

衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔、整理整頓 等

日常生活、社会生活において必要な内容

あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、係活動、時間を守ること、きまりを守ること 等



指導の場

「朝の会」「帰りの会」「給食」「掃除」などの時間の中で行います。

小学校の低学年や障害の重い子どもの場合などは、毎日繰り返し指導ができるように「日常生活の指導」の時間を帯で時間割に位置付けると効果的です。

(2) ②遊びの指導

「遊び」は活発な身体活動や友達との関わりなどを促し、意欲などを育てます。知的障害が重い場合や、特に就学直後をはじめとする低学年においては、子どもの発達の段階に合わせて「遊び」を中心とした活動を取り入れます（小学校低学年～中学年が妥当です）。

指導の際に配慮したいこと

- 子どもが主体的に遊ぼうとする環境や、教師と子ども、子ども同士の関わりを促すことのできる場の設定をします。
- 身体活動が活発に展開できる遊び、室内での遊びなど、子どもの興味や関心に合わせた内容、環境を設定します。
- 子どもの健康面や衛生面に配慮し、安全に遊べる場や遊具を設定します。
- 時間いっぱい十分に遊べるように展開の仕方を工夫します。
- 自ら遊びを取り込むことが難しい子どもには、いろいろな遊びを経験できるように促し方や誘い方を工夫します。



場や遊具等が限定されることなく、子どもが比較的自由に取り組む遊びから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件が設定された遊びまで、連続的、計画的に設定されることが大切です。

(2) ③生活単元学習

生活単元学習は、子どもたちが生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、社会生活や職業生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものです。広範囲に各教科等の目標や内容が扱われます。

実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を設定し、子どもたちの興味・関心のある事柄を取り入れて単元を組み立てるなど、意欲的に活動に取り組むことができるように工夫します。

指導の際に配慮したいこと

- 生活上の目標達成や課題解決につながるような単元の目標を設定します。
- 現在や将来の生活に生きる力を身に付けられるようにします。
- 実際の生活から発展させ、子どもの興味・関心に基づいた内容を取り入れます。
- 子どもが目標意識や課題意識をもてるようにすることが大切です。
- 一人一人が様々な役割を担い、集団全体で協働して取り組める場面を設定します。
- 子どもが十分活動し、繰り返す中で、気づき、考え、試行する授業展開を工夫します。

「特別支援学校 生活単元学習ガイド」より一部抜粋

生活単元学習の指導計画例（P10参照）

学期	月	単元名・学習内容	目標	手立て
前学期	4	◆〇年生スタート！ ・教室の環境整備 ・前学期の目標 ＜5時間＞	・1年間の学校生活におおよその見通しをもち、意欲や期待を高める。	・前学期の主な行事の写真や昨年度の目標を提示する。
	5	◆体育祭を頑張ろう ・招待状作り ・応援練習 ＜6時間＞	・地域の方や家族に来てもらうことを期待し、準備や練習に意欲的に取り組む。	・昨年度のビデオを見せる。 ・地域の方や家族に招待状を届ける。
	6	◆げんきプロジェクト！ ～〇〇保育園交流編～ ・計画を立てる	・保育士から話を聞いたり友達と相談したりして、自分たちで活動内容を決める。	・交流会までの予定表を作る。 ・園児の好きな遊びを保育園に聞きに行く機会を設定する。

（2）④作業学習

作業活動を学習の中心にしながら、将来の職業生活や社会生活に必要な事柄を総合的に学習するものです。中学部の職業・家庭科を中心とした各教科の目標及び内容を含むことが大切です。将来の自立を目指し、児童生徒の働く意欲を培い、態度、知識・技能、集中力、責任感、根気などの「働く力」を育てます。主に中学校段階で取り組まれています。

特別支援学校で行われている作業学習を参考にすることもできますが、学校の施設整備や活動場所等により、活動が制限される場合もありますので、地域の産業や人材などの身近な資源を活用したり、子どもの得意なことを生かしたりするなどの工夫します。



特別支援学級での作業学習例

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・学級菜園での野菜栽培 ・リサイクル封筒づくり ・牛乳パックの紙すき ・ミシンを使った小物づくり ・校内外の清掃 等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・学校祭や地域のバザーで販売する ・受注を受けて納品する ・交流先にプレゼントする <p>等の活動と組み合わせて実施されることが多いです。</p> |
|--|--|---|

作業種選定に当たっての配慮点・・・学級や子どもの状態に合わせて配慮します

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 作る喜びや成就感が味わえる | <input type="checkbox"/> 作業内容が安全である |
| <input type="checkbox"/> 多様な障害の子どもが取り組める | <input type="checkbox"/> 原材料が入手しやすい |
| <input type="checkbox"/> 段階的な指導が可能である | <input type="checkbox"/> 製品の利用価値が高い |
| <input type="checkbox"/> 共同で作業できる | <input type="checkbox"/> 地域の特徴を生かす 等 |

指導の際に配慮したいこと

- 目標は、作業態度や作業習慣の側面と、知識・技能の側面から考えるようにします。
- 子どもが見通しをもって一生懸命取り組むためには、作業内容や工程を整理し、具体的な目標を設定することが大切です。 ※時間や量、作業態度など
- 子ども自身が目標について自己評価をすることを大切にします。
- 子どもによっては、補助具を使うことで、一人で作業に取り組めることもあります。必要に応じて、子どもに合わせた補助具を準備します。
- 学校や地域の行事等（展示、販売活動等）を通して、製品が生活の中で活用されたり、頑張りや評価されたりする経験ができるようにします。次の学習への意欲が高まります。
- 作業前後の活動（作業に適した服装や安全への意識、道具等の点検、整理整頓等）を大切に、子どもとともに確認し、習慣として身に付けられるようにします。



(3) 特別の教科 道徳

特別支援学級においても、通常の学級と同様に、特別の教科である道徳（道徳科）を要として、学校の教育活動全体を通して指導を行います。道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うことをねらいとします。

さらに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図ることが必要です。



道徳の内容の四つの視点

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

小学校・中学校学習指導要領(平成29年告示)より

指導の際に配慮したいこと

- 知的障害のある子どもの場合、抽象的な思考が難しいことから、体験活動を取り入れ、具体的な指導場面を通して、基本的な事柄を身に付けていくことを大切にします。
- 教材の提示にあたっては、紙芝居、影絵、人形、ペープサート等の活用やビデオなどの視聴覚教材の活用、動作化、役割演技による表現なども効果的です。

(4) 外国語活動

平成29年の学習指導要領の改訂によって、小学校第3・4学年で外国語活動が導入されました。外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標としています。また、知的障害を対象とする特別支援学校の小学部でも、3年生以上の児童を対象に、児童や学校の実態を考慮の上、必要に応じて教育課程に外国語活動の内容を加えることになりました。

小学校の特別支援学級では、原則として3・4年生が通常の学級と同様に外国語活動を行うこととなります。特別支援学校学習指導要領を参考に子どもの学習の特性を踏まえた内容を設定することが大切です。

指導の際に配慮したいこと

- 子どもの障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫するようにします。
- 指導に当たっては、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにします。
- 知的障害特別支援学級では、好きな歌やダンス、既に知っている遊び、ゲーム、身の回りの物や学校の友達や先生、家族など身近で簡単な事柄を通して外国語の音声に十分に触れたり、日本語と外国語の音声の違いに気付いたりすることができるように工夫します。



(5) 総合的な学習の時間

実施時数を確保し、内容については個々の実態に合わせて、交流及び共同学習を行うなど具体的な実施に向けて検討して進めます。

実施形態としては、次のような形態が考えられます。

- ・学年で行う時間（小3以上）
- ・通常の学級との交流及び共同学習
- ・学級独自の時間設定
- ・他の特別支援学級との合同学習



特別支援学級においては、特別支援学校の学習指導要領を参考にし、実情に合った教育課程を編成するとされていますが、「総合的な学習の時間」については、特別支援学級が、小・中学校に設置された学級であることから、同様に設けることとされています。さらに、学級独自の取組と、通常の学級や学校全体の取組などとの関連を念頭に置き計画を立てていくことが必要です。そのためには、教職員間の連携や共通理解が必要です。

※知的障害を対象とする特別支援学校小学部の教育課程に総合的な学習の時間は設定されていません（中学部には設定されています）。

「総合的な学習の時間」と「生活単元学習」の違いは何ですか？



	総合的な学習の時間	生活単元学習
目 標	・探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。	・子どもが生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習する。
内 容	・国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題 ・地域や学校の特色に応じた課題 ・興味・関心に基づく課題	・生活に即した内容、行事、季節、偶発的事柄に関する単元 ・子どもの生活上の課題に関する単元 ・興味・関心に基づく課題
評 価	・自ら取り組む姿、自ら考える姿などの意欲面 ・主体的な態度を中心に、子どもの質的变化という観点	・知識・技能の習得など、各領域・教科の目標に沿った評価 ・主体性、集団参加の状況等の評価

実際に学習を展開していく部分では、内容がかなり重なる部分があると言えますが、それぞれの目標等を踏まえて、教育活動を展開します。

(6) 特別活動

各活動・学校行事などを通して、自分の役割をもち、協力して友達と活動する過程で、集団や社会の一員として自覚し、意欲的に責任を果たすことをねらいとします。

子どもの障害の状況に応じて、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定め、通常の学級の子もたちと交流する機会を通して、互いに協力し合う態度を養うことが大切です。特に、一人在籍の特別支援学級の場合、経験を広めて積極的な態度を養い、活発な集団活動が行われるような設定を考慮する必要があります。

学級単独で実施する場合、指導の内容として「日常生活の指導」及び「生活単元学習」など各教科等を合わせた指導で効果的に扱えるものも多くあります。学校行事への参加については、学校、学年、学級としてどんな形で実施するのか、ねらいを十分に検討しながら、実践に向かえるようにします。

実施に当たっての留意点として、必要以上に特別扱いにならないよう「できることを役割としてもたせる」など、周囲の心構えも大事になります。

(7) 自立活動

自立活動の指導

自立活動は、子どもが自立を目指して、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための知識や技能，態度，習慣を身に付ける学習です。

平成29年度に告示された小学校及び中学校学習指導要領では、特別支援学級における自立活動について、「障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること」という内容が新たに示されました。

自立活動の指導は、個々の子どもの障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本となり、個別指導の形態で行われることが多いです。ただし、指導の目標を達成する上で効果的と考えられる場合は、集団を構成して指導を行うことも考えられます。自立活動の時間を設けて指導する，教育活動全体を通して指導する，どちらの場合においても、一人一人の子どもに必要な自立活動の内容を「個別の指導計画」において明らかにしておくことが必要です。

自立活動の内容 6区分27項目

1 健康の保持

- (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5)健康状態の維持・改善に関する事

2 心理的な安定

- (1)情緒の安定に関する事
- (2)状況の理解と変化への対応に関する事
- (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

3 人間関係の形成

- (1)他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2)他者の意図や感情の理解に関する事
- (3)自己の理解と行動の調整に関する事
- (4)集団への参加の基礎に関する事

4 環境の把握

- (1)保有する感覚の活用に関する事
- (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
- (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
- (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

5 身体の動き

- (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
- (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
- (3)日常生活に必要な基本動作に関する事
- (4)身体の移動能力に関する事
- (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

6 コミュニケーション

- (1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- (2)言語の受容と表出に関する事
- (3)言語の形成と活用に関する事
- (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
- (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事

配慮点

- 自立活動の時間を設けない場合（時間割に自立活動がない場合）でも、各教科等を通じて自立活動の指導を行う必要があります。
- 個々の障害の状態や発達の段階に応じて内容を選定するので、各区分各項目の全てを指導する必要はありません。
- 発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面の発達を促すような指導内容も取り入れるようにします。
- 指導する内容によっては、専門的な知識や経験が必要とされますので、保護者や医療機関等と連携を図る必要があります。

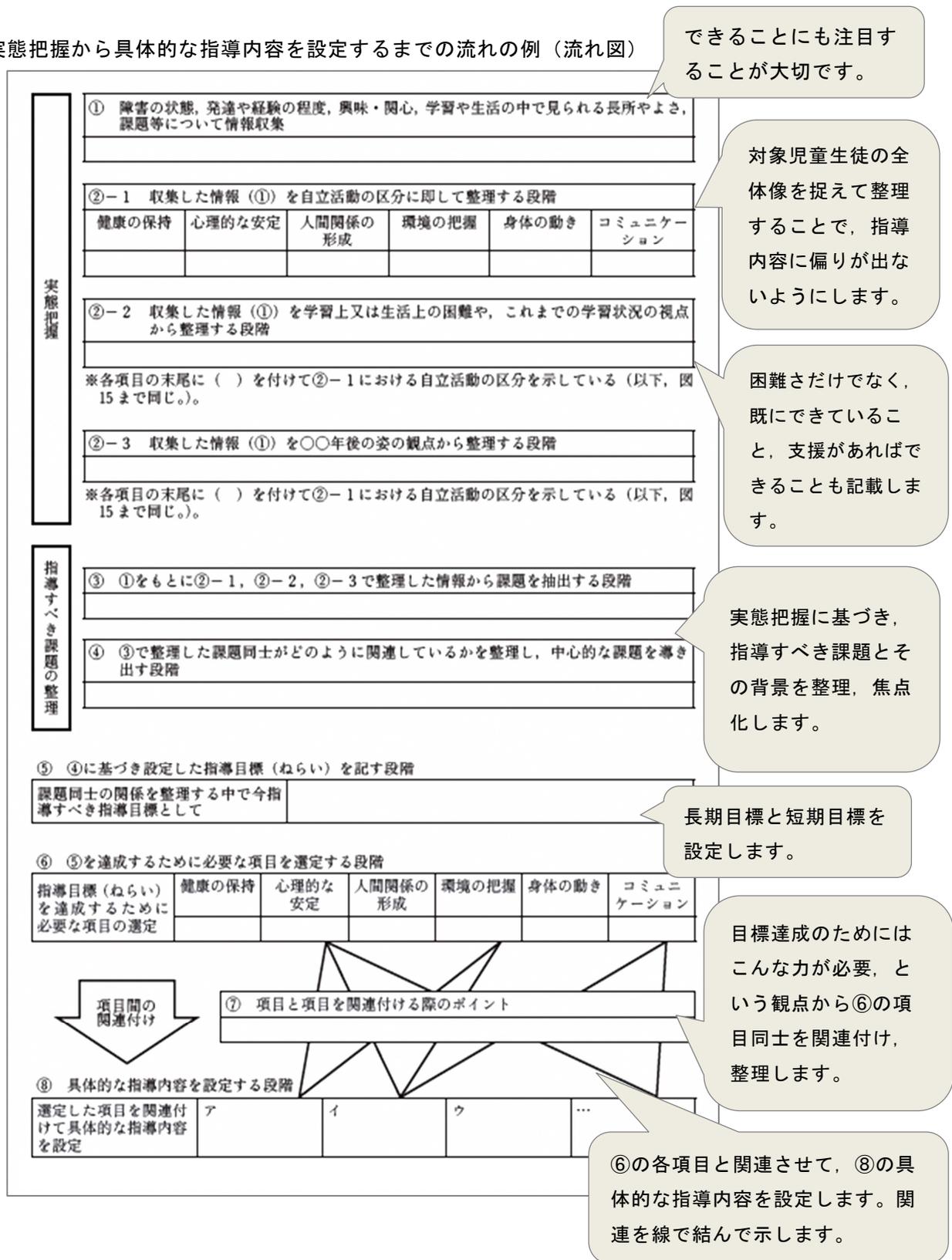
障害の種類に応じた自立活動の指導内容例

障害種の例	指導する内容例
視覚障害	○視覚的な認知能力の向上 ○弱視レンズなどの視覚補助具の活用 ○洗濯，掃除，買い物等日常生活を適切に送るために必要な技能
聴覚障害	○補聴器の取扱い ○言葉の聞き取りの練習 ○発音・発語の指導 ○コミュニケーション（意欲，受容，表出）
肢体不自由	○視覚や聴覚，触覚等の諸感覚の活用の指導 ○筋肉・関節の拘縮・変形の予防や動作の習得のための筋緊張の弛緩 ○話し言葉や文字・記号，機器等のコミュニケーション手段の適切な活用の指導 ○日常生活に必要な移動能力の向上のための指導
病弱・ 身体虚弱	○自己の病気の状態の理解の指導 ○病気の状態を克服する意欲の向上のための指導 ○健康状態の維持・改善に必要な生活習慣の確立の指導 ○各種の体育的・音楽的・造形的・創作的活動等による情緒の安定
知的障害	○基本的な生活リズムの確立 ○健康管理のための運動，食事等の指導 ○姿勢保持や上肢・下肢の運動の改善及び習得 ○日常生活における基本的動作の習得（食事，着替え，洗面，入浴など） ○コミュニケーションに必要な基礎的能力の指導（表情・身振り，各種機器の活用など）
自閉症	○学校の決まりや適切な対人関係を維持するための社会的ルールの確認など 社会適応に関する指導 ○絵や写真，文字カード，タブレット端末を活用したコミュニケーションの 獲得の指導
情緒障害	○情緒の安定を図る指導（生活リズム，家庭生活，交友関係等，要因を明らかにする） ○他者とのやり取りの方法の定着指導

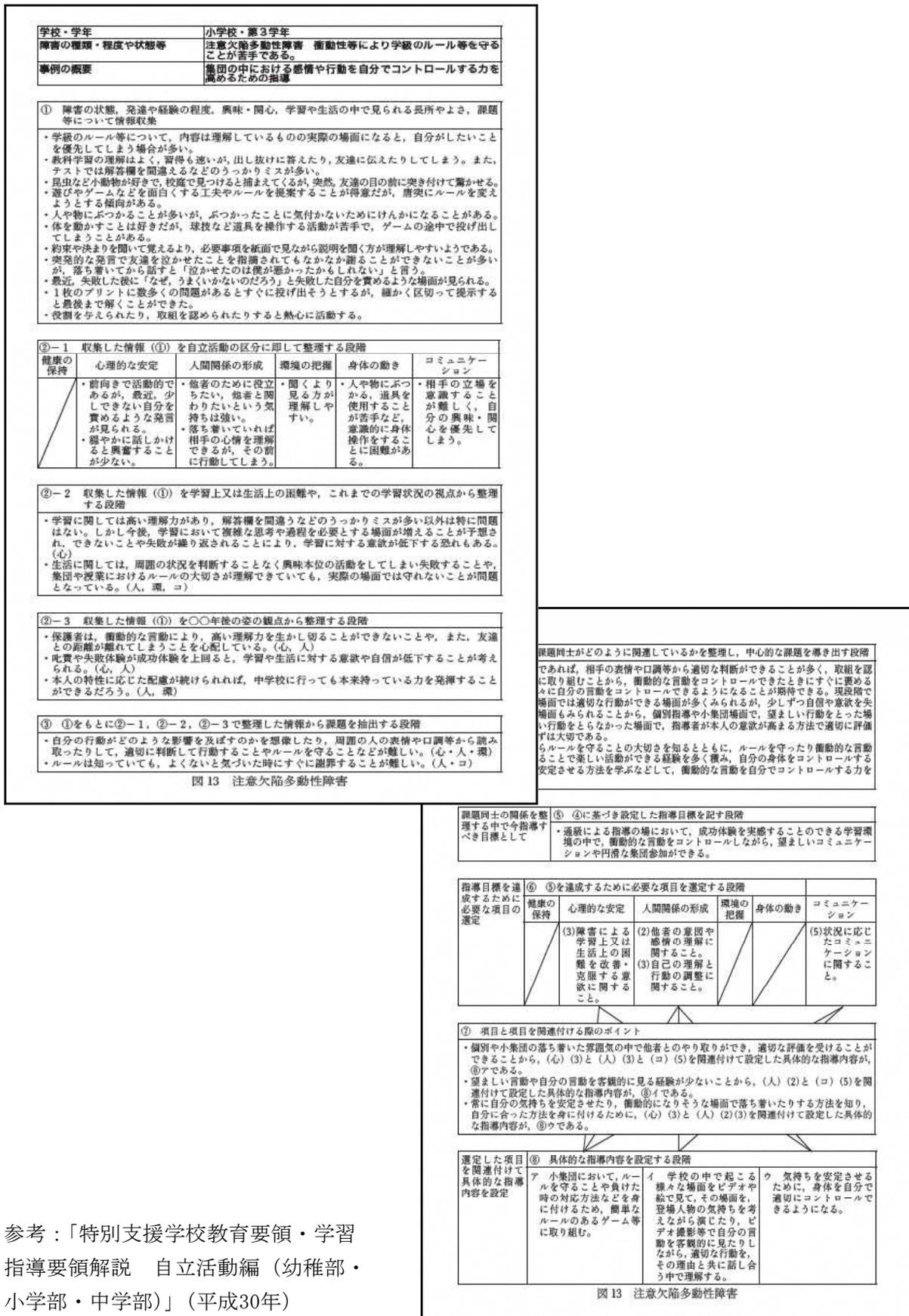
「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」では、自立活動の内容27項目ごとに障害の種類や状態等に応じた具体的指導内容と留意点、他の項目との関連例などが挙げられています。

また、同解説では、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例が「流れ図」として示されており、多様な障害の種類や状態等に応じて作成された流れ図の事例が挙げられ、解説されています。

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）



流れ図を用いた「実態把握」から「具体的な指導内容の設定」までの例示



参考：「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年）

「実態把握」から「具体的な指導内容の設定」までの例示（総合教育センター版）

本表は、学習指導要領に示された「流れ図」を基に、総合教育センターで簡易版として作成しました。当センターのウェブサイトからダウンロードし、活用することもできます。

【自立活動表】 ～目標・指導内容を設定するまでの流れの例～

学年・氏名 年 〇〇 〇〇

① 実態把握

学習・生活の中で見られる長所や課題、指導に生かせる情報を把握する

障害の状態 興味・関心 発達・経験等	<ul style="list-style-type: none"> ・自閉症スペクトラム障害（平成25年5月10日 〇〇医療療育センター〇〇Dr） ・体を動かすことが好きで、鬼ごっこやドッチボールなどに積極的に参加している。 ・見通しがもてると、集中して取り組むことができる。 ・勝敗のあるゲームでは、負けると泣いたり大声を出したりすることがある。 ・自分の思いを発表したり、文章にまとめたりすることは苦手である。 ・新しい場面や初対面の人には緊張してしまい、自分からはなかなか話をしない。
--------------------------	--

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
<ul style="list-style-type: none"> ・自分がすぐに怒ってしまうことを自覚しているが、そのことを指摘されると嫌がる。 ・時間を守り、規則正しい生活をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・突然の予定変更や慣れない場所等に不安が強い。 ・負けたときに興奮してしまいがちで、落ち着くまでに時間がかかる。 ・給食の準備や整列など何事も一番になりたがる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達と一緒に活動することは好きである。 ・相手の気持ちを考えて行動することは苦手である。 ・相手が嫌がることを言うてしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭だけの説明よりも、写真や絵カードなどがあると理解しやすい。 ・自分が映っているビデオ映像を熱心に見ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機敏に動くことは苦手であるが、走ったり投げたりなど体を動かすことは好きである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出来事を順序よく話したり、自分の気持ちを言葉で伝えたりすることが苦手である。 ・緊張すると口ごもってしまう。

※ 下線部分は、指導すべき課題①を導き出すために、関連付けた実態把握

② 指導すべき課題

実態把握に基づいて指導すべき課題を焦点化し、背景要因を分析する

課題と背景	<課題> ①勝敗や順番のある活動に友達と落ち着いて参加することが難しい。 ②状況を読み取りながら、結果を適切に判断することが難しい ③自分の思いを言葉で伝えることが難しい。	<背景> 本人の認知面、環境による誤学習、周囲の理解や関わり方など <ul style="list-style-type: none"> ・集団活動のきまりをよく理解していない。 ・学級で分かりにくい暗黙のルールがある。 ・感情の抑制が苦手で、気持ちの切替えが難しい。 ・友達から注意されることが多い。 ・どのような言葉で伝えたらよいか、分からない。
-------	---	---

③ 目標

必要性やこれまでの状況を踏まえて具体的な目標を設定する（長期：1年、短期：学期）

長期目標 短期目標	（長期）・自分の気持ちを言葉で伝えたり、事前に確認したルールを守ったりする。 （短期）・ゲーム等で負けたときの悔しい気持ちを教師に伝えたり、教師と一緒に対応方法を考えたりしながら集団活動に参加する。～前学期
--------------	--

<目標を達成するために必要な項目を選定> チェック

1 健康の保持

- (1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5)健康状態の維持・改善に関する事

2 心理的な安定

- (1)情緒の安定に関する事
- (2)状況の理解と変化への対応に関する事
- (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

3 人間関係の形成

- (1)他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2)他者の意図や感情の理解に関する事
- (3)自己の理解と行動の調整に関する事
- (4)集団への参加の基礎に関する事

4 環境の把握

- (1)保有する感覚の活用に関する事
- (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
- (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握と状況に応じた行動に関する事
- (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

5 身体の動き

- (1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
- (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
- (3)日常生活に必要な基本動作に関する事
- (4)身体の移動能力に関する事
- (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

6 コミュニケーション

- (1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- (2)言語の受容と表出に関する事
- (3)言語の形成と活用に関する事
- (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
- (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事

④ 指導内容

選定した項目を関連付け、何を、どこで指導するかを整理する

指導内容 (指導場面) <関連付けた項目>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体を動かすゲームやビデオ映像の視聴等を通して、状況や自分の気持ちを言葉で表現できる学習をする。 (自立活動、体育、国語、道徳) ア、ウ、エ、オ、キ、ク	<ul style="list-style-type: none"> ・提示された写真や図などを提示し、小グループにおける集団活動のルールが理解できるようにする。 (自立活動、体育、特別活動、総合的な学習の時間、休み時間) ア、ウ、カ、キ	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったときに、教師に援助を求めたり、選択肢の中から行動を選んだりできる機会を設定する。 (自立活動、体育、休み時間) ア、イ、ウ、オ、カ、ク
---------------------------------	---	--	---

3 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、特別支援学級の子どもと通常の学級の子どもが共に活動することによって、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができる学習です。特別支援学級は少人数の学級編制となるため、交流学級において同年代の子どもと一緒に活動する機会は、社会性を育む良い機会となります。活動内容を十分に検討し、学校全体で計画的に進めていくことが大切です。

交流及び共同学習の方法や内容

交流及び共同学習には、多様な形態があります。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があります。

- ① 給食、係活動、清掃等を交流学級や特別支援学級で共に活動
- ② 教科（音楽、図画工作、体育等）を交流学級で共に学習
- ③ 学年や交流学級の行事に学年・学級の一員として参加
- ④ 興味や関心のもてる単元や題材を選んで共に学習
- ⑤ 交流学級の子どもたちが特別支援学級の学習に参加 等



交流及び共同学習を行う際の配慮点

- ① 担任や関係者との事前の打合せや事後の振り返りが重要です。
- ② 通常の学級の子どもたちや地域の人たちに対しては、障害についての正しい知識や適切な支援、協力の仕方について理解を促すことが必要です。
- ③ 特別支援学級の子どもたちには、積極的な行動や支援・協力の求め方、断り方、自分の気持ちの表現の仕方等について一緒に考えたり励ましたりします。
- ④ 子どもたちが主体的に取り組めるように、交流学級でも分かりやすい伝え方や学習の展開を工夫します。
- ⑤ 事故の防止に努め、活動が子どもの負担過重にならないようにします。
- ⑥ 必要に応じて特別支援学校との交流及び共同学習を計画的に実施します。

交流及び共同学習の例（小学校知的障害特別支援学級 第2学年）

- ・ 交流学級で音楽、図画工作、体育、生活を学習
- ・ 朝の会と給食は交流学級に毎日参加
- ・ 題材によって道徳を交流学級で学習
- ・ 遠足や学習発表会の行事は、学年の友達と一緒に参加
- ・ 特別支援学級の生活単元学習の取組を交流学級に紹介し、発表会に交流学級の友達が参加



4 各種制度・福祉サービス

本人や家族に対し、障害の状態に応じた福祉サービスや制度があります。手続きは、保護者の申請によりますが、情報を提供していきます。主なものを紹介しますが、詳細や最新の情報については関係機関に問合せをしてください。

各種援助制度

■ 特別支援教育就学奨励費

障害のある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。なお、平成25年度より、通常の学級で学ぶ児童生徒（学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当）についても補助対象に拡充しています。

◆対象とする経費

- 通学費 給食費 教科書費 学用品費 修学旅行費
- 寄宿舍日用品費、寝具費 寄宿舍からの帰省費 等

◆窓口

各学校の事務担当者が窓口になって事務を担当します。

◆支給

小学校、中学校では、各市町村の教育委員会より支給されます。

※学用品等、奨励費の申請には購入時の領収書が必要となります。

※所得制限など支給の条件、対象となるものは自治体によって異なりますので、詳しくは各学校の事務担当者に確認してください。

■ 特別児童扶養手当

対 象：身体か知的に中度以上の障害がある20歳未満の子どもを扶養している父や母、または、父母に代わって養育している方

※対象者が、施設に入所している場合や、受給資格者や同居家族の前年の所得が限度額を超えている場合は対象になりません。

手続き：市町村の福祉担当課に必要な書類を提出します。審査の上、支給されます。

各種手帳について

障害者手帳の交付を受けることで様々なサービスが利用できます。

■ 療育手帳

対 象：知的障害のある方
手 続 き：市町村の福祉担当課，市民サービスセンター等
割引・助成：J R，バス，航空機，タクシー等の運賃割引
税金や医療費の控除や減免 等

■ 身体障害者手帳

対 象：身体に障害（視覚，聴覚，肢体，病弱など）のある方
手 続 き：市町村の福祉担当課，市民サービスセンター等
割引・助成：J R，バス，航空機，タクシー，高速道路等の運賃割引
税金や医療費の控除や減免
日常生活用具（白杖，車椅子，補聴器等）購入時の補助 等

■ 精神障害者保健福祉手帳

対 象：精神障害のために，日常生活又は社会生活に制限のある方
手 続 き：市町村の福祉担当課，健康管理課等
割引・助成：バスの運賃割引
税金等の減免 等

※サービス内容は，自治体によって異なりますので，詳しくは市町村の福祉担当課等に問合わせてください。



教育機関の一覧

特別支援学校

障害種	学校名	所在地	電話番号	寄宿舎等
視覚障害	視覚支援学校	秋田市南ケ丘1-1-1	018-889-8571	有
聴覚障害	聴覚支援学校	秋田市南ケ丘1-1-1	018-889-8572	有
肢体不自由	秋田さらり支援学校	秋田市南ケ丘1-1-1	018-889-8573	病院隣接
病弱	ゆり支援学校 道川分教室	由利本荘市岩城内道川井戸ノ沢84-40	0184-62-6136	病院内
知的障害	比内支援学校	大館市比内町達子字前田野1-2	0186-55-2131	有
	比内支援学校かつの校	鹿角市花輪字案内2	0186-22-0253	
	比内支援学校たかのす校	北秋田市七日市字家向49の内	0186-66-2128	
	能代支援学校	能代市真壁地字トメキ沢135	0185-55-0691	有
	支援学校天王みどりの学園	潟上市天王字追分西27-18	018-870-4611	
	栗田支援学校	秋田市新屋栗田町10-10	018-828-1162	有
	ゆり支援学校	由利本荘市水林456-3	0184-27-2630	有
	大曲支援学校	大仙市大曲西根字下成沢122	0187-68-4123	有
	大曲支援学校せんぼく校	仙北市角館町小館77-2	0187-42-8568	
	横手支援学校	横手市赤坂字仁坂105-1	0182-33-4166	
	稲川支援学校	湯沢市駒形町字八面寺下谷地33-2	0183-42-4424	
	秋田大学教育文化学部 附属特別支援学校	秋田市保戸野原の町7-75	018-862-8583	

特別支援教育地域センター・通級指導教室

学校名等	地域センター	アドバイザー	通級指導		電話番号
			言語	LD等	
鹿角市立花輪小学校	○	鹿角出張所	○		0186-22-0291 (直)
鹿角市立花輪第一中学校				○	0186-23-1143 (直)
大館市立桂城小学校	○	○(週3日)	○	○	0186-42-4910 (直)
大館市立扇田小学校				○	0186-55-0043
大館市立第一中学校				○	0186-59-9316 (直)
北秋田市立鷹巣小学校	○	○(週3日)	○	○	0186-62-9814 (直)
北秋田市立鷹巣中学校				○	0186-62-9007 (直)
能代市立淨城南小学校	○	○(週3日)	○	○	0185-52-0468 (直)
能代市第四小学校				○	0185-52-3239
能代市立能代第二中学校				○	0185-52-5138
男鹿市立船川第一小学校	○	○(週3日)	○		0185-24-3231
潟上市立出戸小学校				○	018-878-2205
五城目町立五城目小学校				○	018-852-2050
秋田市立中通小学校			○	○	018-833-5999 (直)
秋田市立土崎小学校			○	○	018-845-3271
秋田市立旭南小学校			○		018-862-5977 (直)
秋田市立桜小学校				○	018-836-6671 (直)
秋田市立日新小学校				○	018-828-4408
秋田市教育研究所(山王中学校)				○(週1日)	018-865-2532 (直)
秋田市教育研究所	○	○(週3日)		○(週4日)	018-865-2530
由利本荘市立鶴舞小学校	○	○(週2日)	○	○	0184-22-3558 (直)
由利本荘市立岩谷小学校	相談ルーム	○(週1日)			0184-65-2220
由利本荘市立矢島小学校				○	0184-56-2069
由利本荘市立本荘北中学校				○	0184-56-0321
にかほ市立象潟小学校				○	0184-43-2334
にかほ市立仁賀保中学校				○	0184-36-2121
県立秋田明德館高等学校				○	018-833-2391
大仙市立大曲小学校				○	0187-63-1018
大仙市立花館小学校	○	○(週3日)	○	○	0187-63-1022
大仙市立大曲中学校				○	0187-63-2222
仙北市立角館小学校	○	仙北出張所	○	○	0187-54-2190 (直)
仙北市立生保内小学校			○		0187-43-0243
仙北市立角館中学校				○	0187-55-2500 (直)
美郷町立六郷小学校				○	0187-84-1009
横手市立朝倉小学校	○	○(週3日)	○	○	0182-32-6070
横手市立十文字第一小学校				○	0182-42-1020
横手市立横手北中学校				○	0182-38-8600
湯沢市立湯沢西小学校	○	○(週3日)	○	○	0183-72-5150
湯沢市立湯沢南中学校				○	0183-73-2399 (直)
羽後町立西馬音内小学校				○	090-5841-9681 (直)

総合教育センター

	所在地	電話番号
総合教育センター 支援班 特別支援教育担当	潟上市天王字追分西29-76	018-873-7200 (代表) 018-873-7215 (直)

引用・参考文献

- 秋田県総合教育センター（2016）特別支援教育のための校内支援体制ケースブックー校内組織を活用したチームアプローチー
- 秋田県教育委員会（2015）秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）
- 秋田県教育委員会（2019）秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版）増補版
- 秋田県教育委員会（2016）秋田県特別支援学校 生活単元学習ガイド
- 秋田県教育委員会（2014）特別支援学校における進路指導ガイド〈第10版〉一人一人の「自立と社会参加」に向けて～学級担任が行う進路指導の実際～
- 秋田県教育委員会（2011）交流及び共同学習にかかるガイド
- 秋田県教育委員会（2009）障害等のある生徒の高等学校進学にかかるガイド
- 秋田県教育庁特別支援教育課，秋田県総合教育センター（2013）特別支援教育のミニマムスタンダード
- 秋田県総合教育センター（2001）研究紀要第33集特殊学級新担任への支援の在り方
- 中央教育審議会（2011）今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2015）特別支援教育の基礎・基本 新訂版 — 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築 —
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2016）小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブックー 試案 —茨城県教育研修センター，特別支援教育課（2016）特別支援学級スタート応援ブック学級経営編第2版
- 岐阜県教育委員会（2015）特別支援学級担任・通級指導教室担当のための手引 特別支援学級編
- 岩手県立総合教育センター（2016）特別支援学級経営の手引
- 宮崎県教育研修センター（2015）特別支援学級担任のための『ハンドブック』
- 文部科学省（2018）小学校学習指導要領
- 文部科学省（2018）中学校学習指導要領
- 文部科学省（2018）小学校学習指導要領解説総則編
- 文部科学省（2018）中学校学習指導要領解説総則編
- 文部科学省（2018）特別支援学校小学部・中学部学習指導要領
- 文部科学省（2018）特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）
- 文部科学省（2018）特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）
- 文部科学省（2018）特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）
- 大分県教育センター（2014）特別支援学級及び通級指導教室経営の手引き 実践編
- 長野県教育委員会（2014）特別支援学級ガイドライン
- 岡山県総合教育センター（2015）特別支援学級担任のためのハンドブック 増補版
- 鳥取県教育委員会（2010）特別支援学級担任のための手引
- 鳥取県教育委員会（2011）特別支援学級担任のための手引 第2号
- 山形県教育センター（2015）管理職と担任のための特別支援学級の手引 — 平成27年度版 —
- 全国特別支援教育研究連盟編 木内洋子（2013）『特別支援教育 学級経営12か月 特別支援学級』東洋館出版社

**特別支援学級担任の手引
～全校で支え合うために～**

令和2年4月

〒010-0101

潟上市天王追分西29-76

秋田県総合教育センター

支援班 特別支援教育担当

TEL : 018-873-7215

FAX : 018-873-7201